

第2章

初等中等教育の充実

総論

教育は、子供たち一人一人の人格の完成を目指すものであり、子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠です。また、将来この国や社会を担っていく人材を育てていくという使命もあり、このような教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはありません。特に、昨今では、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。

このような時代の中で子供たちへの教育を一層充実していくよう、文部科学省では、教育機会の確保や教育水準の維持向上のため、学習指導要領が目指す教育の実現、学校における働き方改革の推進、科学技術系人材を育成するた

めの理数教育の推進、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育・職業教育の推進、高等学校改革の推進、教科書の充実、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、道徳教育の充実、人権教育の推進、子供の健康と安全の確保、きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員の資質能力向上や指導体制の整備、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり、少子化に対応した活力ある学校づくりの推進、夜間中学の設置促進・充実及び幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実など、様々な施策を実施しています。

第1節 学習指導要領が目指す教育の実現

学習指導要領は、子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校の教育課程の大綱的な基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものです。これまで、おおむね10年ごとに改訂してきました。近年、情報技術の急激な進展を背景とした人工知能（AI）の飛躍的な進化やグローバル化の進展等に伴い、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。一人一人の子供たちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。

平成29年から31年に改訂された現行の学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視しています。その上で、子供たちの「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指しています。

1 学習指導要領

(1) 学習指導要領の基本的な考え方

①「社会に開かれた教育課程」の実現

学習指導要領では、教育基本法、学校教育法等を踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成することを目指しています。そのためには、学校が社会と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠です。そして、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要があります。そこで、学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性について示しています。

②「何ができるようになるか」を明確化

学習指導要領では、「生きる力」を子供たちに育むため、各教科等の指導を通して子供たちに育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱として示し、全ての教科・科目等の目標及び内容も、この資質・能力の三つの柱で整理しています。

③「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

こうした資質・能力を子供たちに育むためには、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した授業改善を図っていくことが必要です。学習指導要領において、学びの質を高めていくための授業改善の視点として示しているのが、「主体的・対話的で深い学び」です。「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材などのまとまりの中で、例えば主体的に学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、子供たちが考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で行っていくことが重要です。

④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教育課程は学校におけるあらゆる教育活動を支える基盤であり、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から学校の組織運営がなされる必要があります。このことを踏まえ、学習指導要領では、教育課程に基づき組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めるものとするについて次の三つの側面を示しています。

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること

各学校においては、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、適切に役割分担をして相互に連携するとともに、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置づけを意識しながら取り組むことが重要です。

⑤教育内容の主な改善事項

(ア) 言語能力の確実な育成

言葉は、子供たちが行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育

成や学習の基盤となるものです。したがって、言語能力の向上は、学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、ますます重視していく必要があります。学習指導要領においては、言語能力を支える語彙の段階的な習得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組を進めることとしています。

(イ) 理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供を増やしていくことや子供の才能を見だし伸ばしていくことが重要です。学習指導要領においては、算数・数学、理科で育成を目指す資質・能力を明確化し、日常生活等から問題を見いだす活動や見直しをもった観察・実験などの充実により学習の質を向上させることとしています。

(ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

(エ) 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。

小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施され、高等学校では、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

文部科学省では、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の実施や地域教材の活用など、各学校や地方公共団体等の多様な取組を支援するとともに、授業動画等を掲載する「道徳教育アーカイブ」の充実を図っています。

(オ) 体験活動の充実

生命や自然を大切にすることや他を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動といった様々な体験活動を行うことは極めて有意義です。学習指導要領においては、生命の有限性や自然の大切さ等を実感するための体験

活動の充実や自然の中での集団宿泊活動、職場体験を重視するといった体験活動の充実を進めることとしています。

(カ) 外国語教育の充実

学習指導要領では、小・中・高等学校を通じた五つの領域（「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「書くこと」）の言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指しています。

小学校中学年の外国語活動では、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の音声面を中心とした三つの領域で外国語に慣れ親しんだ上で、高学年からは、発達の段階に応じて「読むこと」、「書くこと」を加え、教科として学習を行っています。中学校では、小学校での学びを踏まえ、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、高等学校と同様に、授業を英語で行うことを基本としています。また、高等学校では、五つの領域を総合的に育成する科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、発信力の強化に特化した科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定しています。

(キ) 情報活用能力の育成

学習指導要領では、「情報活用能力」を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとしています。また、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等のICT環境を整備し、これらを適切かつ効果的に活用した学習活動の充実に配慮することとしています。

情報活用能力は、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・発信・共有等を行う力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。

(ク) 国旗・国歌の指導

学校における国旗・国歌の指導は、子供たちに我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領等に基づいて行っているものです。

平成11年8月には国旗及び国歌に関する法律が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置づけられ、学校教育における国旗・国歌に対する正しい理解が更に進められました。

学習指導要領においては、小・中学校の社会科において我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるよう指導することとしているとともに、小学校の音楽科において、国歌を「歌えるよう指導すること」としています。加えて、小・中・高等学校の特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定しています。

また、平成30年4月から実施されている幼稚園教育要領においては、「国旗に親しむ」ことに加え、国歌などに親しんだりすることを新たに規定しています。なお、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針においても幼稚園教育要領と同様の内容が定められました。

文部科学省では、引き続き、全ての学校において学習指導要領に基づいた国旗・国歌に関する指導が一層適切に行われるよう指導することとしています。

(2) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組

学習指導要領の理念を確実に実現するためには、その趣旨を広く周知するとともに、その実施に必要な人材や予算、時間、情報、施設・設備といった資源の条件整備等が必要不可欠です。

文部科学省では、趣旨の周知・徹底のため、説明会の開催や解説動画の作成、指導の参考となる様々な資料の作成等を行っています。

そのほか、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言など一つ一つの施策に引き続き取り組むとともに、学校や教師の業務の役割分担や適正化による業務負担の軽減や、教職員定数の改善や外部人材の活用を通じた学校の指導・事務体制の効果的な充実、学校におけるICT環境の整備・充実など、学習指導要領の着実な実施に取り組んでいます。

あわせて、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について、令和4年9月にまとめられた有識者会議における提言を踏まえ、5年度から、特異な才能のある児童生徒の学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばすため、こうした児童生徒の理解のための周知・研修の促進、特性等を把握する手法・プログラム等の情報集約及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等に取り組んでいます。

(3) 学習指導要領の改善に向けた実証等

文部科学省では、今後の教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年から研究開発学校制度を設けています。この制度は、学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応する

ため、研究開発を行おうとする学校を「研究開発学校」として指定した上で、現行の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法等を開発していこうとするものです。

これまでの研究開発の成果は、学習指導要領の改訂に関する中央教育審議会における審議等の中で、具体的な実証的資料として生かされており、例えば、平成29・30年の学習指導要領改訂においても、育成を目指す資質・能力、小学校における外国語教育、高等学校における新設科目である「歴史総合」、「公共」などに、その研究成果が活用されています。

また、学校が、地域の実態に照らしたより効果的な教育を実施できるよう、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認める教育課程特例校制度を設けています。さらに、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資する教育をより効果的に実施するため、総枠としての年間授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成・実施することができる授業時数特例校制度を設けています。

(4) 次期学習指導要領に向けた検討

令和6年12月25日、中央教育審議会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」文部科学大臣より諮問しました。諮問においては、以下のような前提となる背景や審議事項を示しています。

① 諮問の背景

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況は、ますます社会の変化が激しく、流動性の高い社会となっていくことが予想されるとともに、いわゆる「内なるグローバル化」や、フィルターバブルといったデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽も指摘されています。一方、生成AI等のデジタル技術の発展は、多様な個人の思いを具現化するチャンスを生み出しているという側面もあります。こうしたことを踏まえ、自らの人生を舵取りしていくこと、多様な他者との対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てること、そしてテクノロジーを含めたあらゆる資源を総動員して、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにしていくことが我が国の未来にとって重要です。

学校現場の状況に目を転じれば、コロナ禍による制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による一人一台端末も活用し、精力的な授業改善に取り組み、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、国際学力調査等の結果にも表れているとおり、大きな成果を挙げています。

一方で、様々な課題も顕在化しています。不登校児童生徒等、学ぶ意義を十分に見いだせず、現在の学校教育の中で主体的に学びに向かうことが出来ていない子供が増加しており、特別支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒も含めて、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が大きな課題です。また、知識をただ覚えるのではなく概念として習得することや深い意味理解をすること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと等に依然として課題があり、学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ばと言えます。さらに、デジタルか紙かといった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」との考えに立ってICTの効果的活用やデジタル人材の育成強化を進めることも喫緊の課題です。

こうした課題に取り組む上では、教師の努力と熱意に対して過度な依存をすることはできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性があります。令和6年8月に中央教育審議会において答申された「[令和の日本型学校教育]を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」に基づく教師の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展させ、新たな時代にふさわしい教育課程の在り方を構築する必要があります。

② 主な審議事項

こうした認識に基づいて、これまでの学習指導要領のよい部分を継承しつつ、課題を乗り越えて新たな時代にふさわしい在り方を構築していくことを目指し、主な審議事項を四つの柱で整理しています。

第1に、「より質の高い、深い学びを実現し、資質・能力の育成につながると同時に、分かりやすく、使いやすい学習指導要領の在り方」です。生成AIが飛躍的に発展する状況の下、個別の知識の単なる集積に止まらない、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと等が一層重要となる中、こうした授業改善に直結するような学習指導要領とするための方策や、各教科等を中核的な概念等を中心に一層構造化していくこと、目標・内容の記載への表形式の活用、デジタル技術を活用した示し方等を具体的な検討事項としています。

第2に、「多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」です。大幅に増加している不登校児童生徒をはじめ、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒など、教育的支援を要する子供が増加し、学校で学ぶ子供たちの多様性が顕在化している状況です。こうした多様な子供たちが誰一人取り残されることなく、必要な資質・能力を身に付けていくことができる環境を整えることは非常に重要です。そのため、子供が

学びを自己調整していく学習環境デザインの重要性や、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい子供の学びや教師の指導性の在り方について検討事項としています。また、こうした多様な学びを支えていく上でも、特例校制度や授業時数に係る柔軟性も含め、多様な子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程の在り方についてや、学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい、不登校児童生徒や特異な才能のある児童生徒の教育課程上の特例の在り方などを検討することとしています。

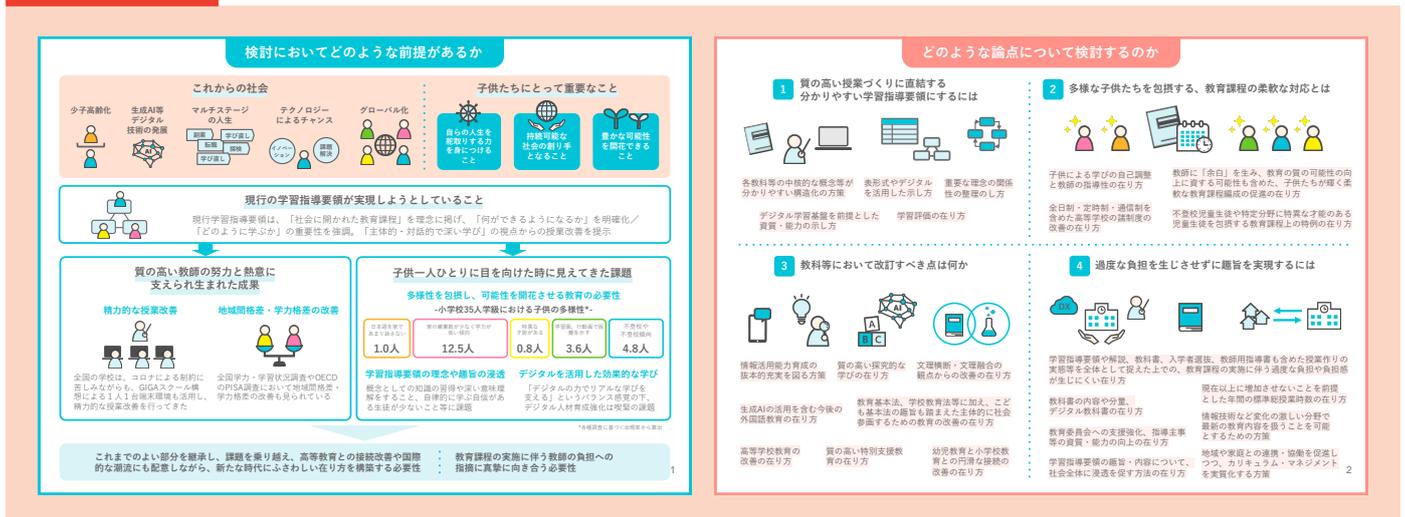
第3に、「これからの時代に育成すべき資質・能力を踏まえた、各教科等やその目標・内容の在り方」です。この項目は、各学校種、各教科についての検討内容が多岐にわたりますが、特に、情報活用能力の抜本的向上を図る方策や、質の高い探究的な学びの改善・充実方策、また主体的に社会参画するための教育の改善の在り方等を検討項目として挙げています。

第4に、「教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に

向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策等」です。まず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合っていく上では、教育課程の実施に負担や負担感が生じている構造を丁寧に議論していくことが重要です。学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書など授業づくりの実態等を全体として捉えた上で、教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方、現在以上に増加させないことを前提とした標準総授業時数の在り方、新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量など、多角的な視点からの検討を求めています。

以上の四点を中心に、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について令和8年度中の答申を前提に、現在審議が進められています。中央教育審議会における審議の過程においても現在の課題や論点等を分かりやすく周知することにより、審議自体を学習指導要領の浸透のプロセスにしたいと考えています(図表2-2-1)。

図表2-2-1 諮問のポイント



2 我が国の子供たちの学力・学習状況

子供たちの学力・学習状況を調査するため、我が国では「全国学力・学習状況調査」を実施するとともに、「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS: ティムズ)」、「OECD生徒の学習到達度調査 (PISA: ピザ)」に参加しています。これらの調査結果を踏まえ、世界トップレベルの学力・学習意欲等を育むための取組を一層推進することが重要です。

(1) 全国学力・学習状況調査の実施

文部科学省では、平成19年度から、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握する「全国学力・学習状況調査」を毎年4月に実施しています。

この調査は、①義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、②学校における個々の児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、③以上のような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善を確立すること、を目的として実施しています。教科に関する調査は、国語と算数・数学について毎年度実施するとともに、平成24年度、27年度、30年度及び令和4年度調査では理科、平成31年度(令和元年度)及び5年度調査では中学校で英語についても実施しました。また、教科に関する調査だけでなく、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校の指導方法等に関する質問調査も行っています。

令和6年度の教科に関する調査の結果からは、国語にお

いては、自分の考えを伝えるために書き表し方を工夫すること等、算数・数学においては、データの傾向等を数学的に説明すること等に課題があることが分かりました。また、質問調査の結果からは、①個別最適な学びと協働的な学びの双方に取り組む児童生徒の方が、各教科の正答率が高く、理解度や自己有用感等も高いこと、②課題の解決に取り組む学習活動を取り入れている学校ほど、ICT機器の活用頻度が高く、課題の解決に向けて自分から取り組んだと考える児童生徒ほど、正答率が高い傾向が見られること、などが明らかになりました。文部科学省としては、調査結果の更なる分析に努めるとともに、調査結果から明らかになった課題も踏まえつつ、学習指導要領の着実な実施やGIGAスクール構想の更なる取組の推進等の施策に取り組んでいるところです。

また、全国学力・学習状況調査のCBT (Computer Based Testing)^{*1}化については、ワーキンググループの「最終まとめ」で取りまとめられた基本方針、「令和7年度以降の全国学力・学習状況調査のCBTでの実施について」(6年9月改定)に基づき準備を重ねてきており、7年度は中学校理科、8年度は中学校英語をCBTで実施し、9年度からは小学校・中学校ともにCBTに全面移行する予定です。CBTの導入に伴い、採点工程の一部に自動採点を活用するとともに、新たにIRT (Item Response Theory: 項目反応理論)^{*2}を活用した分析を行います。さらに、CBT-IRTの導入を機とした調査結果の取扱いの改善について、6年12月に設置したワーキンググループにおいて検討しており、7年3月には児童生徒の学習の成果や課題が分かるような公表や、平均正答率のみならず、多面的に解釈できる示し方に改善する方向性の素案が示されました。新しい方式での結果提供・公表については、関係団体への意見照会も踏まえながら調整を進め、7年度調査から新しい公表方法に移行する予定です。

(2) OECD生徒の学習到達度調査 (PISA: ピザ)

OECDでは、義務教育修了段階の15歳児(日本は高等学校1年生)が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するため、「生徒の学習到達度調査 (PISA)」を実施しています。調査は、2000(平成12)年からおおむね3年ごとに数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの三分野について行われています。また、2015(平成27)年調査から、従来の筆記型調査からコンピュータ使用型調査(CBT)へ移行しました。

2022(令和4)年調査では、日本は、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの三分野全てにおいて世界トップレベルとなりました。前回2018(平成30)年調査から、OECDの平均得点は低下した一方、日本は三分野全てにおいて前回調査より平均得点が増加しており、読解力及び科学的リテラシーの平均得点は統計的にも有意に上昇しています(図表2-2-2)。今回の結果には、新型コロナウイルス感染症のため休校した期間が他国に比べて短かったことが影響した可能性があることが、OECDから指摘されています。このほか、

- ・学校現場において現行の学習指導要領を踏まえた授業改善が進んだこと
- ・学校におけるICT環境の整備が進み、生徒が学校でのICT機器の使用に慣れたこと

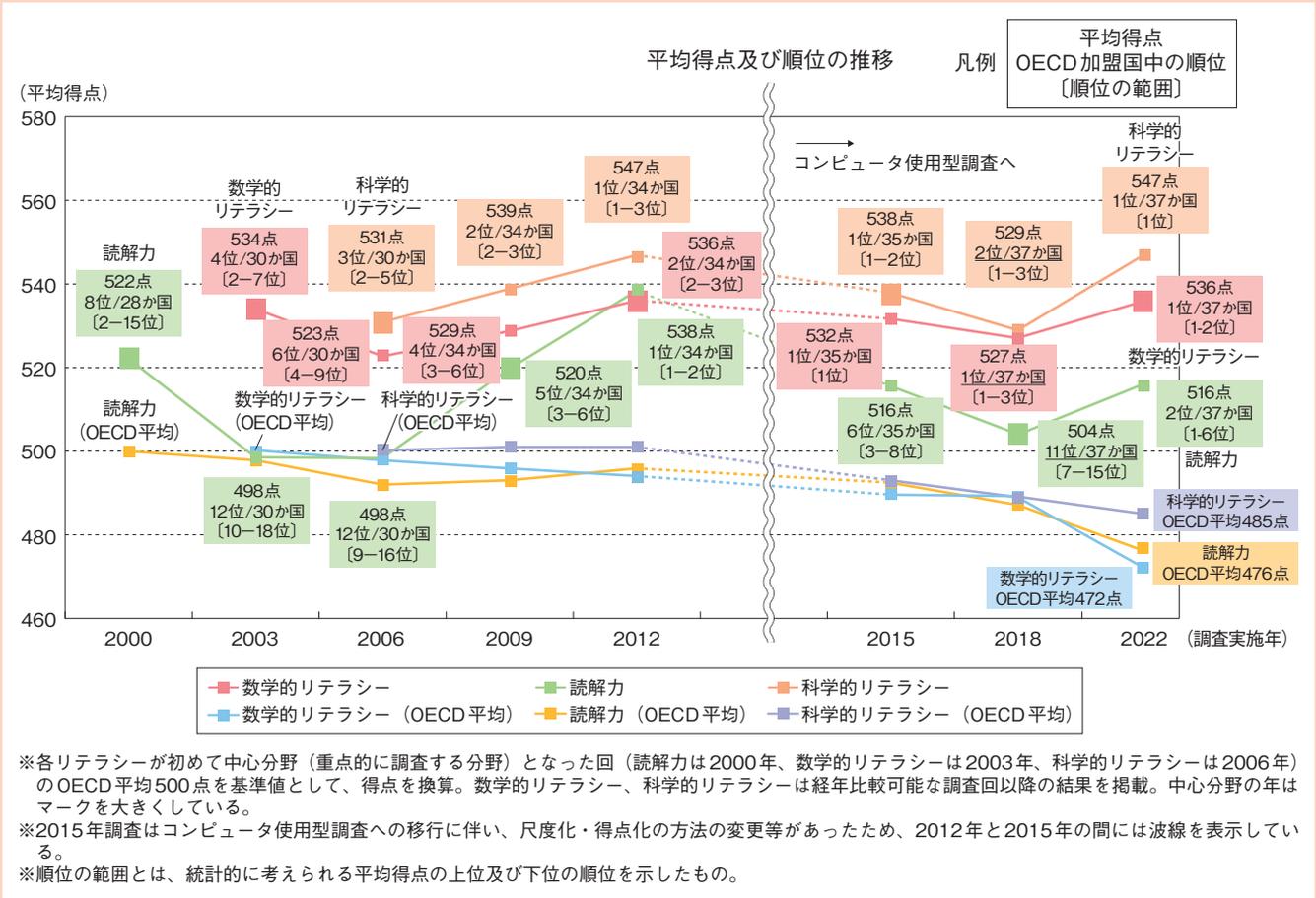
などの様々な要因も、日本の結果に複合的に影響していると考えられます。加えて、今回の調査結果の背景には、コロナ禍にあっても、頑張っただけで学び続けた児童生徒の頑張りや、対面による学校ならではの学習機会を確保した教師の努力があると考えています。文部科学省としては、引き続き、学習指導要領に基づく教育を着実に実施するとともに、GIGAスクール構想と情報教育の更なる充実等を一層進めていきます。

*1 CBT (Computer Based Testing): コンピュータ使用型調査

*2 IRT (Item Response Theory): 項目反応理論。問題の特性(難易度や識別力等)と各児童生徒の学力を分けて考える枠組みであり、いくつかの手続を経ることで、異なる時点、問題セット、児童生徒集団等で実施した場合であっても、その結果を相互に比較できるようになる。

図表2-2-2

PISA 平均得点及び順位の推移



(3) 国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS: ティムズ)

国際教育到達度評価学会 (IEA) では、児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の教育上の諸要因との関係を明らかにするため、小学校4年生、中学校2年生を対象として「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS)」を4年ごとに実施しています。TIMSSは前回2019年調査からコンピュータ使用型調査 (CBT) が導入されています。日本は今回初めてCBTにより参加し、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末等を活用して調査を実施しました。

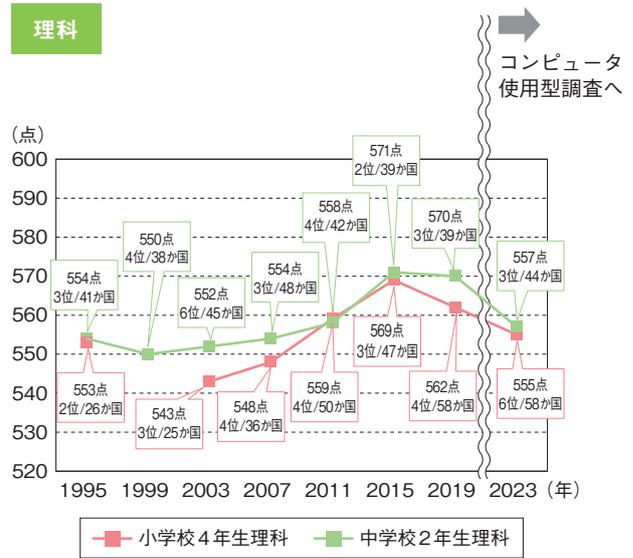
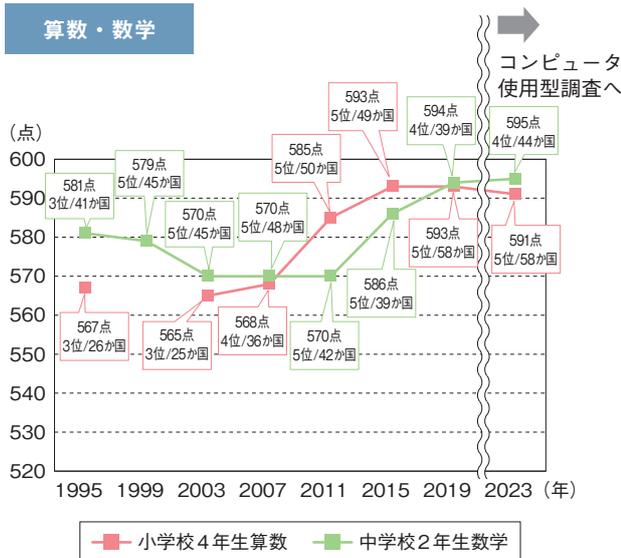
2023 (令和5) 年調査における教科調査の結果では、日本は、算数・数学、理科ともに、引き続き高い水準を維

持しました。また、紙冊子による筆記形式で実施した前回2019年調査と同一問題の平均正答率は、全教科で同程度であり、CBTで実施したことによる平均得点への影響は小さいと考えられます。一方で、今回の調査からは、理数教科が「得意だ」と思う児童生徒の割合の減少や、理数教科の平均点及び興味・関心の男女差などの課題も明らかになりました。

文部科学省としては、今回の結果も踏まえながら、全国学力・学習状況調査において必要な質問項目を追加して課題の要因分析を行うほか、理工系人材の育成のための取組の充実等を一層進めていきます。

図表2-2-3 TIMSS平均得点及び順位推移

【平均得点の推移】



(注1) 500点は1995年調査の平均点 (TIMSS基準値) であり、それ以降の各調査の国際平均得点は公表されていない。
 (注2) 小学4年生は1999年調査実施せず
 (注3) 日本は2023年からコンピュータ使用型調査へ移行。

第2節 教師を取り巻く環境整備

全ての子供たちにより良い教育を実現するためには、我が国の学校教育の中核である教師に優れた人材を確保することが必須です。教師の「働きやすさ」と「働きがい」を実現し、教職の魅力を抜本的に向上させることは喫緊の課題となっています。

文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が健康で、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育に邁進できるよう、文部科学行政の最重要課題として、教師を取り巻く環境整備を進めています。

1 学校における働き方改革等に関するこれまでの取組

(1) 平成31年の中央教育審議会答申と公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立

平成31年1月に、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)」(以下「働き方改革答申」という。)が取りまとめられました。働き方改革答申は、教師の勤務時間管理について、時間は大切なリソースである旨を明確化し、時間の効果的な配分により、子供へのより良い教育を行うべきという方向性を明示するなど、学校教育行政におい

て、従来必ずしも積極的に議論されてこなかった内容に焦点を合わせたものです。

働き方改革答申を踏まえ、文部科学省では学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすため、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実など、学校における働き方改革に関する施策を着実に展開してきました。

また、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取り」のため、一年単位の变形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするための「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年12月4日に成立、同月11日に公布され、指針は2年4月1日、一年単位の变形労働時間制は3年4月1日に施行されました(図表2-2-4)。

学校における働き方改革に関するこれまでの取組

取組	具体的な内容
学校における働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務の精選・見直しの徹底 校務DXの推進 部活動ガイドラインで示した休養日、活動時間の遵守・徹底等の部活動の見直し
給特法改正による上限指針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 在校等時間の客観把握の徹底 給特法に基づき教師の勤務時間の上限等を定める指針（上限指針）を策定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <small>〈指針における上限時間〉</small> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内 (2) 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等 </div>
教職員定数の改善と支援スタッフの配置充実	<ul style="list-style-type: none"> H29年義務標準法改正 通級や日本語指導等のための基礎定数化 R3年義務標準法改正 小学校における35人学級の計画的整備 高学年における教科担任制の定数改善（R4～R6） 教員業務支援員の全小中学校への配置をはじめとする支援スタッフの充実

平成28年以降、令和元年の給特法改正による「**上限指針**」の策定や
教職員定数の改善、学校や教育委員会の努力などにより、
教師の時間外在校等時間が減少

(2) 勤務時間管理の徹底と学校・教師の業務の適正化等

文部科学省では、地方自治体に対して指針を踏まえた勤務時間管理の徹底を求めるとともに、客観的な勤務実態の把握を前提とした教職員加配や教員業務支援員等の配置についても求めているところです。また、働き方改革の取組状況等のフォローアップや、「全国の学校における働き方改革事例集」*3（令和5年3月改訂版）等による好事例の展開等を通じて、全ての教育委員会・学校において働き方改革の取組が進められるよう取り組んできました。なかでも、各教育委員会等における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表や優良事例の展開を通じて働き方改革の取組を促進するため、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（以下「取組状況調査」という。）を元年度から実施しています。

教育委員会においては、学校の設置者として、教職員の服務監督権者に求められる勤務時間管理や環境整備等の責務を果たし、学校の取組を主体的に支援していただくこと

が必要です。

まず何よりも、公平な「見える化」に向けた基盤である客観的な勤務実態の把握は、働き方改革を進めていく上で必要不可欠なスタートラインです。労働安全衛生法等の改正により、ICTの活用やタイムカードなどの客観的な方法等による労働時間の状況の把握が公立学校を含む事業者の義務として法令上明確化されており、さらに、指針においても、在校等時間*4は客観的な方法により計測することとされています。

また、教師が教師でなければできないことに集中できるよう、業務の適正化を図っていく必要があります。働き方改革答申においては、「教師でなければできない業務とは何か」という視点から、学校・教師が担う業務に係る3分類（以下「3分類」という。）（図表2-2-5）が示されました。各教育委員会には、各地域で発生する業務について誰が担うべきかの仕分けや学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築等が、各学校には、校長による業務の大胆な削減

*3 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html

*4 在校等時間：令和元年の改正給特法に基づき文部科学大臣が策定した「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において、教師が学校に在籍している時間に、学校外での勤務時間（校外での職務研修、児童生徒の引率、各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等）を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたものとしている。

や教職員一人一人による業務見直しの機会の設定等が求められています。

さらに、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないようにするため、労働安全衛生管理の観点から必要な環境を整備することも必要です。教

師が心身ともに健康に教育に携われるよう、ストレスチェックの実施をはじめとした労働安全衛生管理体制整備や、教職員の意識改革に向けた研修や人事評価等も求められています。

図表2-2-5 学校・教師が担う業務に係る3分類

学校及び教師が担う業務の適正化（いわゆる「3分類」の一層の活用に向けて）

- 教師が教師でなければできない業務に集中し、教育の質を向上させていくとの観点から、これまで学校・教師が担ってきた業務の仕分けが必要です。このため、平成31年中教審答申ではいわゆる「3分類」を整理。
- 業務の優先順位を踏まえた精選・見直しや、学校と保護者・地域住民との役割分担の見直しが求められている。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

※関連通知

- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日 文部科学事務次官通知)
- 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会賞の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」(令和5年9月8日 文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知)

2 中央教育審議会における検討

教育委員会や学校によるこれらの様々な取組が推進した結果として、令和4年度教員勤務実態調査では、時間外在校等時間の減少や有給休暇の取得日数の増加など、改革に一定の成果が見られました。一方で、時間外在校等時間の長い教師は依然として多い状況にあり、更に取組を加速させる必要があります。加えて、全国的に教師不足が生じていることは憂慮すべき状況であり、教師志願者の拡大のためにも教職の魅力を向上していくことが急務となっています。このような依然として厳しい状況にある教師を取り巻く環境を抜本的に改革するため、5年5月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」諮問し、①教師の勤務制度を含めた更

なる学校における働き方改革の在り方、②教師の処遇改善の在り方、③学校の指導・運営体制の充実の在り方、について総合的な検討を要請しました。

これを受け、1年以上にわたる議論を経て、令和6年8月に中央教育審議会において答申が取りまとめられました(図表2-2-6)。答申では、日本の学校教育が、全国において優れた教師の献身的な努力により支えられ続けてきたことを評価した上で、教師を取り巻く環境整備の最終的な目的を、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」と位置づけています。その上で、教師の長時間勤務等の状況を改善し、教師が心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々生き活きと児童生徒と接することができる環境の整備に向け、改革の三つの柱として①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・

運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進する必要があることが示されました。

答申では、教師を取り巻く環境整備に向けて、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組むことが必要がとされています。国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むことや、教育委員会が首長部局との連携を

深めながら、地域や保護者など、社会全体が一丸となって課題に対応していくことが極めて重要です。

答申において示された方策の中には、国における法制面及び予算面の措置が必要となるものが多く含まれています。以下では、ポイントとなる三つの柱に沿って、答申を踏まえた具体策について説明します。

図表2-2-6 答申のポイント

「答申」のポイント

- 教職の魅力向上をさせ、教師に優れた人材を確保するために、中央教育審議会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置して、教師を取り巻く環境整備について計14回にわたり議論。
- 学校教育の質の向上を通じた、**全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**のため、
①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を**一体的・総合的に推進**する。

①働き方改革の更なる加速化



- ☞ 3分類に基づく業務適正化の徹底、校務DXによる業務効率化
- ☞ 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の「見える化」や定量的な目標を設定したPDCAサイクルの構築等

②学校の指導・運営体制の充実



- ☞ 小学校中学年における教科担任制
- ☞ 生徒指導担当教師の全中学校配置
- ☞ 若手教師支援
- ☞ 学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築へ向けた「新たな職」の創設
- ☞ 「次世代型チーム学校」の実現
- ☞ 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成等

③教師の処遇改善



- ☞ 教職調整額の率を少なくとも10%以上に
- ☞ 「新たな職」に対応した新たな級の創設
- ☞ 学級担任への義務手当の加算
- ☞ 管理職手当の改善等

教師の業務負担の軽減と時間外在校等時間の縮減

一体的・総合的に推進

教職の魅力向上

教職生涯を通じて学び続けることができる環境整備

学校教育の質の向上を通じた、**全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**

- ✓ 主体的・対話的で深い学び
- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実



自らの手で、予測困難な社会を切り拓いていくことができる**持続可能な社会の創り手の育成**

3 答申を踏まえた取組

(1) 学校における働き方改革の更なる加速化

令和元年の給特法改正以降、各教育委員会や学校現場の努力もあり、保護者・地域や教職員の間での役割分担の見直しや業務の精選、効率化が図られてきました。6年12月に調査結果を取りまとめた令和6年度取組状況調査では、授業準備や成績処理への支援スタッフの参画や登下校時における学校以外の主体の対応など、「3分類」に基づく14の取組の全ての項目で実施率が上昇していた一方で、自治体間の取組状況に差が見られることに加え、依然として時間外在校等時間が長い教師も存在していることが示されています。これを踏まえ、答申においては、全ての教育

委員会が学校における働き方改革に総合的に取り組む段階から、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべきとしています。

教師が教師でなければできないことに集中できるようにするためには、学校や教育委員会のみならず、保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力・連携が不可欠です。

まず教育委員会や学校においては、国が定める年間の標準授業時数を大幅に上回っている教育課程の点検や、学校行事の精選、省力化、ICTを活用した校務DXなどに更に取り組む必要があります。また、教育委員会や校長等の責務として教師の勤務時間管理を適切に行うとともに、取組状況の「見える化」を進めることで、保護者や地域住民、首長部局と状況を共有し、理解を得ることが重要です。そ

のため、答申においては、客観的な在校等時間の把握を一層推進するとともに、教育委員会においてPDCAサイクルを通じて学校における働き方改革が図られるよう、働き方や業務量の現状、その改善に向けた取組の進捗状況を公表する仕組みを検討することなどが提言されています。こうした取組状況の「見える化」は、保護者や地域住民、首長部局との連携・協働を進める上での第一歩となります。

(2) 学校の指導・運営体制の充実

①教職員定数の改善

答申等を踏まえた施策の実現に向け、令和7年度予算においては、過去20年で最大となる5,827人の定数改善を計上しました。

主なものとしては、小学校の教科担任制のための定数を充実し、令和4年度から推進してきた高学年に加え第4学年にも拡大するとともに、新規採用教師の持ち授業時数を軽減し、新採教師の負担軽減と組織的なサポートを図ります。また、中学校においては、急増する不登校やいじめ等に対応し、生徒指導担当教師の配置を拡充しており、これらの定数改善を4年間で計画的に実施します。

加えて、令和7年度に小学校の35人学級の整備が完了することを踏まえ、財源確保とあわせて、8年度からは中学校での35人学級の推進にも着手することとしています。

②支援スタッフの配置充実

教師が教師でなくてはできないことに全力投球できるよう、教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、中学校における部活動指導員の配置などの支援スタッフの充実に必要な予算を計上しています。

特に、教員業務支援員については、教師が行う学習指導等に係るデータの入力・集計や各種資料の整理、学校行事や式典等の準備補助を行うことを通じて、教師の業務負担の軽減に大きな役割を果たしており、令和7年度予算においては、全ての小・中学校への配置が可能な規模となっています。

また、副校長・教頭は、学校の中で在校等時間が最も長時間となっているなど、その厳しい勤務実態を踏まえ、副校長・教頭が担う学校マネジメント等に係る業務を支援するため、副校長・教頭マネジメント支援員の配置を充実させることが重要です。令和7年度予算においては、副校長・教頭マネジメント支援員の配置人数を拡充しています。

③産休・育休代替職員の安定的な確保

産休や育休を取得する教師の業務を代替する臨時講師の不足が、現在の教師不足の主な要因の一つとなっている中、教師の方々が産休や育休を安心して取得できるようにするため、代替者を安定的に確保できるようにすることが重要です。

このため、これまで産休・育休取得者の業務を代替する教職員の給与費について、国庫負担額の最高限度の算定の対象を臨時講師等に限っていたところ、代替者が正規の教職員である場合にも、その給与費が国庫負担額の最高限度の算定対象となるよう、昨年12月に制度改正を行いました*5。

育休などを取得する教師については、その休業期間後に基本的に職場に復帰することが想定されるため、その業務を代替する者については、これまで、一般に臨時的任用等によって確保されてきました。また、休業者の代替者に関する教職員給与費の国庫負担に係る規定を整備した昭和52年当時、産休・育休取得者は人数が少なく、休業期間も短かったことから、既に配置されている他の教職員で業務を代替したり、必要があれば臨時講師等を追加的に任用したりすることが十分可能であったため、給与費の国庫負担額の最高限度の算定対象を臨時講師に限っていました。しかし、近年では、産休・育休取得者が増加していることや、臨時講師のなり手の減少により、産休等取得者が生じた際に、その都度臨時講師等を産休代替者等として任用する運用が困難になってきていることなどから、今回の改正を行うこととしました。これにより、産休や育休を取得する教師の代替者の安定的な確保が可能となり、教師不足を解消する一助となるとともに、教師の方々が産休や育休を安心して取得できるようになり、働きやすい職場環境となる効果が期待されます。

④主務教諭の創設

近年、学校が抱える課題や学校横断的な取組への対応など、学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化しており、学校内の多様なスタッフや地域・関係機関など、学校内外との連携・調整に関する業務が増加しています。また近年、大量退職・大量採用に伴い若手教師が増加しています。こうした課題に対応するため、答申において「新たな職」の創設が提言されたことを踏まえ、学校横断的な取組について学校内外と総合的に調整を行う新たな職として主務教諭を創設し、若手教師のサポート機能の強化などを図ることとしました。

*5 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（令和6年12月20日公布、令和7年4月1日施行）

(3) 学びに関する専門職にふさわしい処遇の実現

教師の処遇については、昭和49年に人材確保法が成立して以降、累次の改善が行われ、55年には一般行政職に比べて教師の処遇は大幅に優遇されていました。しかしその後、相対的に優遇分が低下し、現在ではその優遇分はごくわずかになっています。教師の職務の特殊性や重要性等を踏まえ、教師に優れた人材を確保するためには、人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準を確保する必要があります。そのため令和7年度予算には、教職調整額の率を12年度までに段階的に10%に引き上げるため、その初年度として教職調整額を5%に引き上げるための経費や、職務の負担や重要性の大きい学級担任

について、手当を加算するための経費を計上しています。これらの予算上の措置を行った上で、令和7年通常国会において、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」を提出しました。本法案は、処遇改善だけでなく、学校における働き方改革や、指導・運営体制の充実も含め、改革を一体的・総合的に進める制度改正を行うための法案となっています。本法案は、国会において修正のうえ、可決されました。こうした予算上、法制上の措置も含め、答申において提言された施策について、「教師の「働きやすさ」と「働きがい」実現プラン」(図表2-2-7)としてまとめています。

図表2-2-7 教師の「働きやすさ」と「働きがい」実現プラン (概要)

教師の「働きやすさ」と「働きがい」実現プラン (概要)

働 き方改革の更なる加速化

自治体、地域、保護者と
の協働による取組強化。 今後5年間で平均の時間外在校等時間を
約3割縮減(月30時間程度)

- 働き方改革のスタート地点は現状の客観的な「見える化」
「働き方改革実施計画」(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定・公表
- 首長部局とも連携して自治体総がかりで取組を推進
「働き方改革実施計画」の総合教育会議への報告
- 地域や保護者とも共有し、働き方改革を一層促進
校長が学校運営協議会の承認を得て定める「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含める
- 現場の管理職である校長のマネジメント力を強化
・校長の育成指針に働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置付け
・校長の人事評価に働き方改革に係る観点の導入を推進
・教育委員会による勤務時間モニタリングと校長への支援
- 業務適正化の一層の推進
・学校評価に基づく各学校における改善措置の教育委員会の「働き方改革実施計画」との適合
・学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知
・標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化
・勤務間インターバルの導入促進
・部活動ガイドラインの遵守



目指す 全ての子どもたちへのより良い教育の実現

○ 長時間勤務の解消 (今後5年間で、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減)

→ 教師の健康・福祉と、子供と向き合う時間の確保

→ 「学びの専門職」としての資質・能力の向上

○ 教職の魅力向上

→ 多様で質の高い教職員集団の形成

指 導・運営体制の充実

R7年度5,827人の改善 (過去20年で最多)
R8年度より中学校35人学級 (40人学級化以来40年ぶり)

- 小学校の持ち授業時数を軽減
・小学校教科担任制の拡充(4年生)
・35人学級の推進(6年生)
- 中学校の計画的な定数改善
・中学校生徒指導担当教師の配置拡充
・中学校35人学級を計画的に推進(R8より)
- 特別支援教育など多様な複雑化する課題への対応
・義務標準法の改正に伴う基礎定数の増(通級指導・日本語指導)
・多様な・複雑化する課題への対応(特別支援学校のセンター的機能強化等)
- 新規採用教師の負担軽減と孤立化防止
・小学校教科担任制の拡充(新規教師の持ち授業時数を軽減)
・学校内外との総合調整を担う主務教諭の創設 ※令和8年4月から
- 産育休の代替教員に正規教員を計画的に配置できるよう政令改正(令和7年4月1日施行)



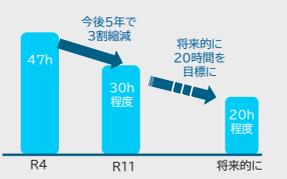
教 師の処遇改善

令和7年通常国会において給特法を改正。 教職10年目年間約44万円の増(主務教諭かつ学級担任の場合)

- 50年ぶりの給与大幅改善 教職調整額の水準を4%から令和12年度までに10%に引き上げ。
- 職務や業務負担に応じた処遇改善



・義務教育等特別手当の学級担任への加算主務教諭の創設(R8.4~)



今後5年で3割縮減
将来的に20時間を目標に

68 文部科学白書2024

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律について

本改正法の内容の1点目は、学校における働き方改革の実効性の向上に向けた制度改正です。具体的には、全ての教育委員会において、教師の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表を行うこととし、自治体ごとの働き方改革の取組方針を明らかにしつつ、その実施状況も公表することで、働き方改革のPDCAサイクルを構築します。また、自治体全体での取組に向けて、首長が主催する総合教育会議に、この計画や実施状況を報告いただくこととしています。加えて、学校現場での実効性を担保するため、学校評価の結果に基づく学校運営の改善を図るための措置が、この計画に適合するようにしていただくとともに、地域や保護者と一体となって働き方改革を進めるため、校長先生が学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の承認を得ることとなっている、学校運営に関する基本的な方針に、働き方改革に関する内容を含めていただくこととしています。これにより、地方公共団体や学校ごとの働き方改革の状況を見える化し、学校や教育委員会のみならず、首長部局や地域、保護者など学校を取り巻く全ての関係者が働き方改革に取り組むことにつながると考えています。

内容の2点目は、組織的な学校運営及び指導の促進のための「主務教諭」の設置です。近年、学校では、教育相談、特別支援教育、情報教育、防災・安全教育といった学校が組織的に対応すべき横断的な課題・取組が多様化・複雑化しています。これらに関する教育活動が組織的に行われるよう、教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を創設することとしています。これにより、学校の組織的・

機動的なマネジメント体制を構築することができ、学校全体として取り組むべき横断的な課題などへの対応が充実するとともに、若手教師が一人で課題を抱え込まないような体制を、学校をあげて作り上げていくことにもつながると考えています。

内容の3点目は、教師の処遇の改善です。高度専門職としての教師の職務の重要性にふさわしい処遇を実現するため、

- ・教職調整額を令和12年度までに段階的に10%に引き上げること
- ・教師の職務と勤務状況に応じた処遇となるよう、学級担任への手当の加算を行うこと
- ・「主務教諭」の創設に伴う新たな級を設け、現行の主任手当を支給されている教諭よりも高い処遇とすることなどを図ることとしています。教職調整額の10%への引上げと手当の改善が完成した際には、例えば、経験年数10年目の教諭で、主務教諭かつ学級担任となっている場合の試算では、年収ベースで約44万円の増加を見込んでいます。

本法律は、国会において、修正のうえ可決されました。修正においては、令和11年度までに教師の月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に縮減することを目標とすることや、そのために行うべき具体的な措置、8年度からの中学校35人学級に向け、法制上の措置等を講ずることなどの内容が盛り込まれています。これらは、7年度予算に関する財務大臣と文部科学大臣の合意に盛り込まれている内容であり、文部科学省としては、その実現・達成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

➡ 給特法第8条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

➡ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校
➡ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

➡ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等にも鑑み、現状維持とする。

➡ 給特法第3条関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。

➡ 教育公務員特例法第13条関係

・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

➡ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日
3については、令和8(2026)年1月1日

➡ 附則第1条関係

第3節 科学技術系人材を育成するための理数教育の推進

1 理数好きな子供の増加につながる取組

文部科学省では、理数教育を着実に実施するため、教員によって負担の大きい実験の準備・調整等の業務を軽減するための理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づき、公・私立の小・中・高等学校等における観察・実験に係る実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めています。また、令和6年度より小・中学校における、算数・数学、理科の児童生徒の興味関心を高めるために、その指導法の開発や取組の調査・分析を行い、それらの成果を全国に展開すること等を実施しています。

科学技術振興機構（JST）では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、女子学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等を通して女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を喚起し、理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」等の取組を実施しています。

2 子供の才能を見いだし伸ばす取組の充実

文部科学省では、平成14年度から、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し、JSTを通じて支援を行うことで、生徒の科学的な探究能力などを培い、将来の国際的な科学技術人材の育成を図っています。令和7年度において

は全国230校の高等学校等が理科・数学等の自然科学分野や、自然科学と人文・社会科学との融合分野に重点を置いた、カリキュラムの開発・実践や課題研究、観察・実験等による体験的・問題解決的な学習等を実施することになっています。

JSTは、初等中等教育（小学校高学年～高校生）段階において理数系に優れた意欲・能力を持つ児童生徒を対象に、その能力のさらなる伸長を図る育成プログラムの開発・実施に取り組む大学等を「次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）」に選定し、支援しています。さらに、全国の高校生等が学校対抗・チーム制で理科・数学等における筆記・実技の総合力を競う場として、中学生を対象とした「第12回科学の甲子園ジュニア全国大会」を兵庫県姫路市文化コンベンションセンター「アクリエひめじ」で開催し、茨城県代表チームが優勝しました。また、高校生を対象とした「第14回科学の甲子園全国大会」をつくば国際会議場、つくばカピオで開催し、東京都代表の東京都立小石川中等教育学校が優勝しました。

このほか、JSTでは、数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理等の国際科学技術コンテストの国内大会の開催や、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対する支援を行っています。国際科学オリンピックの国内大会の参加者数は、令和6年度は1万9,182人となっています。同年度の国際科学オリンピックの日本代表選手は、金メダル9個、銀メダル14個、銅メダル4個の合計27個のメダル等を獲得しました*6。

第4節 グローバル社会における人材育成に向けた教育の充実

1 グローバル社会の中で特に求められる力

「第4期教育振興基本計画」においては、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが目標に掲げられています。

これらを踏まえ、文部科学省では初等中等教育段階から国際的な視野を持ちグローバルに活躍できる人材を育成す

るため、以下に述べるように小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の留学・国際交流の促進、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の展開や国際理解教育の推進に取り組むとともに、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

2 英語をはじめとした外国語教育の強化

グローバル化が進む中で、一部の業種や職種だけでなく、国内外の様々な場面で、英語によるコミュニケーションが必要となっています。学校教育においても、そのための資質・能力を育成し、主体的に外国語を用いてコミュニ

*6 令和6年度の国際物理オリンピック（イラン大会）については、イランへの渡航中止勧告を受けて参加を中止し、同時期に開催されていたヨーロッパ物理オリンピックに出場したため、ヨーロッパ物理オリンピックのメダル数を含めている。

ケーションを図ろうとする態度を養うことが求められています。文部科学省では、学校教育における取組として、学習指導要領の着実な実施を支える教育環境の整備に努めており、小学校中学年の外国語活動に対応する教材“Let's Try!”を全ての学校に配布するとともに、教師の英語力・指導力向上のためのオンライン研修を実施しています。さらに、AI等のデジタル技術を英語の授業等で活用する実証研究を行っているほか、文部科学省CBTシステム(MEXCBT)にCEFR^{*7}レベルと紐づけた英語の「話すこと」等の問題を100問搭載したり、優れた授業の実践例や指導のポイントをまとめた動画を文部科学省のYouTubeチャンネル「mextchannel」に掲載したりするなど、授業改善に向けた支援を行っています。

こうした取組に加え、総務省及び外務省と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」を推進するなど、外国語指導助手(ALT)の配置充実に努めています。

また、英語以外の外国語についても、学習指導要領に基づいたカリキュラムの研究や研修等を支援する「グローバル化に対応した多様な外国語教育推進事業」を実施しています。

3 高校生の留学・国際交流

(1) 高校生留学の促進等

令和5年4月に教育未来創造会議において、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」が取りまとめられ、高校段階から大学院までを通じて、短期から長期までの日本人の留学について段階的な取組を促進すること、大学等だけでなく高校段階における留学生の受入れを促進することが示されました。「第4期教育振興基本計画」において、2033年までに、日本人高校生の海外留学生数について12万人、日本の高校への外国人留学生数について2万人を目指す指標が定められています。また、6年6月に文部科学省に設置された「Global×Innovation人材育成フォーラム」において、産学官の委員により、若者の多様な成長を支える留学機会の提供のほか、初等中等教育段階の国際交流等についても議論がなされ、10月に「中間まとめ」を公表しました。

文部科学省では、従前から高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。具体的には、自治体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を年間1,600人程度の高校

生を対象に実施するほか、都道府県における高校生留学を推進するため、留学への関心を喚起するための啓発活動、留学に関する相談、教員向けの研修やオンラインでの国際交流等を支援し、留学への機運醸成に取り組んでいます。

また、「トビタテ!留学JAPAN」第2ステージ「新・日本代表プログラム」において高校段階からの留学への支援を充実させ、令和5年度から5年間で4,000人を派遣していきます。地域の産学官が共創したグローバル人材育成の取組を支援する「拠点形成支援事業」では、5年度の3県に続き、6年度は2県採択し、計5地域となりました。

なお、海外留学を安全に実施するため、令和5年6月に「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を策定しています。

(2) 外国人高校生の受入れ

文化や伝統、生活習慣の異なる同世代の若者が交流を深めることは、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質・能力を育成する上で重要です。

文部科学省では、民間の高校生留学・交流を扱っている団体を通じて、海外で日本語を学習している外国人高校生を6週間程度日本に招致し、日本の高等学校への体験入学等を行う「異文化理解ステップアップ事業」を実施しています。令和6年度は18か国110人の高校生を招致しました。

また、アジア諸国、G7各国を中心に日本語を学ぶ高校生を約4か月間日本全国の高校に招へいする「アジア高校生架け橋プロジェクト+」を実施しました。令和6年度は25か国・地域から100名の高校生が来日し、ホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合うほか、新たに留学生と日本人生徒が参加する合宿形式での国際交流キャンプを実施し、国際交流を深めました。

4 高等学校におけるグローバル人材育成の取組

本章第6節 2(2)を参照。

5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア(IB:International Baccalaureate)は、IB機構が提供する国際的な教育プログラムです。IBの教育理念や手法は、語学力のみならず課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等、グローバル化に対応した素養・能力を育む上で適しています。ま

*7 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)

た、高校レベルのディプロマ・プログラムでは、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）を取得可能であり、世界の大学入学者選抜で広く活用されています。

IBの導入が進むことで、生徒の進路の多様化や、IBの特徴的な教育手法やカリキュラムが日本の初等中等教育における好事例となり、その質の向上も期待されます。文部科学省では、平成30年度から「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」*⁸を設立し、情報共有プラットフォームの構築、IBの導入を検討する学校や教育委員会等への支援、国内大学におけるIBの理解促進等に取り組み、令和7年3月末現在、我が国におけるIB認定校等は260校となっています。5年度からは、IBの教育効果等の調査研究や好事例の波及等を通じて、更なる普及・促進を図っています。

6 在外教育施設における教育の充実

我が国の国際化の進展に伴って多くの日本人が子供を海外に同伴しており、在外教育施設（日本人学校、私立在外教育施設及び補習授業校）における教育の充実等を通じて、こうした子供たちの教育を受ける機会を保障することが重要になっています。令和6年4月現在で、日本人学校に通う子供については約1.6万人、また、補習授業校に通う子供は約2.1万人となっています。このように在外教育施設の機能強化が必要となるなか、4年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」*⁹が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。5年4月には本法律に基づく基本方針を定めました。本基本方針においては、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項として掲げられた、在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実に向けた施策を示しています。

文部科学省では、在外教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校への教師派遣、義務教育教科書の無償給与、教材整備、通信教育の支援等を実施しています。

日本人学校や補習授業校への教師派遣については、日本国内の小中学校等の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、将来日本国内で正規採用教諭を目指す方をプレ派遣教師として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教師の一層の確保に努めています。令和6

年度は現職派遣教師、シニア派遣教師、プレ派遣教師合わせて1,304人が在外教育施設の教育に従事しました。なお、エビデンスに基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進する総務省との実証的共同研究の一環として3年度に実施した「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」*¹⁰では、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上につながるものであるとのエビデンスが示されています。

また、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現するため、在外教育施設においても日本国内と同等の教育環境を整備する必要があります。そのため、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う、日本人学校及び私立在外教育施設における1人1台端末の整備及びICT支援員の配置に対する支援に係る費用を補助するため、令和5年度及び6年度補正予算において必要な経費を措置しています。

このほか、文部科学省では、令和6年度においても、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、「在外教育アドバイザー」を設置して教育・運営に係る指導・助言を行うなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでいます。

また、外国における災害、テロ、感染症等に対応するため、在外教育施設派遣教師のための安否確認システムの運用や安全対策資料の配布等を行うほか、有事の際には、関係省庁や現地の在外教育施設等と緊密な連携を図り、教職員や子供の安全確保に努めています。なお、在外教育・帰国児童生徒教育に関する情報は、総合ウェブサイト（通称「CLARINET：クラリネット」*¹¹）に掲載しています。

7 帰国児童生徒・外国人の子供等に対する教育の充実

（1）公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状

国際化の進展に伴って国境を越えた人の移動が増加する中、帰国・外国人児童生徒に対する支援がより一層重要となっています。

令和5年4月1日から6年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、7,784人です。

* 8 参照：https://ibconsortium.mext.go.jp

* 9 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01928.html

* 10 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01929.html

* 11 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

また、日本に在留する外国人が令和6年末時点で約377万人と前年末と比べ増加し、就労する外国人が6年10月末時点で約230万人と、過去最多を記録している中、公立学校に在籍する外国人児童生徒は同年5月1日現在13万8,714人であり、前年度と比べて9,265人増加しています。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、5年5月1日現在6万9,123人であり、3年度と比べて10,816人増加しています。さらに、5年度に実施した学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する調査では、約8,600人の外国人の子供が不就学の可能性があることがわかり課題となっています。

(2) 帰国児童生徒・外国人の子供等への支援施策

こうした状況も踏まえ、帰国児童生徒については、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することが重要です。また、外国人の子供たちについては、将来にわたって日本に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提とし、教育機会の確保・保障に向けた就学促進や日本語指導をはじめとした指導体制の充実等を図ることが重要です。そのため、文部科学省においては、以下のような施策に取り組んでいます。

- ①「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知
- ②就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施（外国人の子供の就学促進事業）
- ③日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進（義務教育段階：平成26年

4月から、高等学校段階：令和5年4月から）

- ④公立義務教育諸学校の教員定数について、平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで毎年度の予算の範囲内で措置してきた外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うための加配定数を、対象の児童生徒の数に応じて教員定数を算定する仕組みとすることとし（いわゆる基礎定数化）、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に改善
- ⑤受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、指導・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ⑥外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示す「外国人児童生徒受入れの手引き」を作成・普及するとともに、高等学校においても「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」及び「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」を作成・普及
- ⑦外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」を開発・普及するとともに、教職員支援機構（NITS）において、外国人児童生徒等教育の中核を担う教員や学校管理職及び指導主事等を対象として、指導者養成研修を実施
- ⑧教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施
- ⑨外国人児童生徒等の教育に携わる教員・支援者等の研修に資する動画及び来日直後等の外国人児童生徒・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を作成し、文部科学省ウェブサイトにおいて公開

第5節 キャリア教育・職業教育の推進

1 キャリア教育の推進

(1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在等に見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという

点において困難に直面していると言われています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」等を知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の学習指導要領にお

いても、キャリア教育の充実を図ることについて明示されています。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、活用を促すとともに、中学校・高等学校キャリア教育の手引きを改訂し、文部科学省のウェブサイトに公開しました。

また、

- ・チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中・高等学校等における起業体験の推進
- ・厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催
- ・キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施し、先進的な取組を全国へ普及・啓発等を通じ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を推進しています。

（2）職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップは、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、①異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、②生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、③学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、④職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立中学校における職場体験は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和5年度の実施率が76.2%と、令和4年度の実施率54.1%より回復したものの、コロナ禍以前（令和元年度 97.9%）と比較して実施率が低下しています。また、公立高等学校（全日制及び定時制）における令和5年度のインターンシップ実施率は73.1%と、令和4年度の実施率66.2%より回復したものの、職場体験と同様に、コロナ禍以前（令和元年度 85.0%）と比較

して実施率が低下しています。職場体験やインターンシップには、高い教育効果が期待されるため、実施率の向上が今後の課題となります。

2 職業教育の推進

（1）専門高校における職業教育の現状

高等学校における職業教育は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門高校を中心に、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしています。令和6年5月現在、専門高校の数は1,451校、生徒数は約49万人であり、高等学校の生徒数全体の約16.9%を占めています。また、生徒の進路状況は、6年3月卒業者のうち、大学等への進学者約25.5%、専門学校等への進学者約24.7%、就職者約47.2%と多様です。

（2）専門高校における教育内容の充実

①学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向けた取組

高等学校学習指導要領の職業に関する教科については、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容の充実を図っています。また、職業人に求められる倫理観に関する指導を引き続き重視するとともに、教科の特質に応じて、六次産業化など経営感覚の醸成に関わる内容、技術の高度化や情報技術の進展に対応する内容、環境保全に関する内容等を充実しています。文部科学省としては、今後も引き続き、高等学校学習指導要領の趣旨や内容についての説明や周知を図っていきます。

②特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及

DX、六次産業化等により、産業構造・仕事内容が急速に変化する中、専門高校においては産業界の変化に即応した職業人材育成が求められています。そこで、成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体となり、地域の持続的な成長をけん引する最先端の職業人材育成推進のため、令和3年度から「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」を実施しています。6年度から「先進的取組型」「連携体制強化型」として、その実践モデルを全国に普及させる取組を実施しています。

（3）専門高校活性化に資する取組

①全国産業教育フェア

全国産業教育フェアは、専門高校等の生徒の学習成果を全国的な規模で総合的に発表することで、新しい時代に即

した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資することを目的として開催しています。令和6年度は栃木県において開催し、産業教育の魅力を発信するフェアとなりました。なお、7年度は福島県で開催します。

②教員研修の充実

教職員支援機構（NITS）等では、教員等の資質を向上し、その指導力の強化を図るため、産業教育担当の教員などを対象として、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させる研修や、大学や企業等の産業教育に関わる施設に派遣する研修等を行っています。

③施設・設備の補助

産業教育振興のため、産業教育施設・設備基準に基づいて、必要な施設・設備の整備に関する経費の一部を支援しています。

（4）専修学校高等課程（高等専修学校）における取組

専修学校高等課程（高等専修学校）は、その柔軟な制度的特性を生かして社会的要請に弾力的に応える教育を行う

ことにより、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒等を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供しています。

また、不登校や中途退学を経験している生徒、発達障害のある生徒等、支援が必要な生徒を受け入れる学校も多く、その社会的・職業的自立に向けて積極的に対応しています。

同課程は、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供する後期中等教育機関の一つとしてその役割を果たしていくことが期待されています。

3 高等学校卒業後の就職の状況

高校生の就職については、令和6年3月新規高等学校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は98.0%（6年3月現在）となり、前年同時期と同値となりました。卒業までに就職に至らなかった生徒には、卒業後もハローワーク等の支援を得て就職活動を継続してきました。文部科学省では、学校とハローワークが連携した就職支援を促すなど、厚生労働省・関連経済団体等と連携して、高等学校卒業者の就職支援に取り組んでいます。

第6節 高等学校改革の推進

1 高等学校教育をめぐる現状

高等学校は、進学率が約99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関として、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化しています。

また、高等学校教育を取り巻く状況を見ると、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほどの急激な変化、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げ、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大などの変化が生じています。さらに、今後見込まれる15歳人口の減少によって、高等学校の維持が困難となる地域が全国的に更に多く発生することも見込まれます。

このように高等学校教育を取り巻く状況が変化中、これから我が国を担う高校生が、自己の在り方や生き方を考えながら、国家・社会の形成に主体的に参画し活躍していくことができるよう、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばすとともに、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられるようにすることが重要です。

2 新時代に対応した高等学校改革

（1）新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正について

文部科学省では、令和2年11月に取りまとめられた「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ」や3年1月に取りまとめられた「[令和の日本型学校教育]の構築を目指して（答申）」等を踏まえ、3年3月に「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」を公布し、高等学校の魅力化・特色化や、高等学校通信教育の質保証等の実現に向けて、所要の規定を整備しました。制度改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・各高等学校の特色化・魅力化を実現するため、高等学校が「三つの方針」（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。加えて、高等学校は、当該学校における教育活動その他学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めること。また、普通科改革として、普通教育を主とする学科について、従来の普通科に加えて、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科などの学科を設置可能とすること。
- ・高等学校通信教育の質保証に向けて、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化（通信教育実施計画の

作成、同時に面接指導を受ける生徒数の明確化等)、サテライト施設の教育水準の確保(サテライト施設を通信教育連携協力施設として法的に位置づけること等)、主体的な学校改善の徹底(サテライト施設を含めた学校評価の充実、教育活動等の情報の公表等)に関する取組を行うこと。

- ・多様な学習ニーズへの対応のため、学校間連携制度の対象拡大、少年院の矯正教育の単位認定、単位制課程における教育課程の公表等を行うこと。

さらに、通信制高等学校については、令和4年8月に「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」において、審議まとめが取りまとめられました。本審議まとめを踏まえ、同年12月に、通信制高等学校の指導体制について、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1人以上必要であるとするなどの制度改正を行い、5年4月1日から施行されています。また、同年2月には、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂を行ったところで

前述の「1 高等学校教育をめぐる現状」を踏まえ、今後の高等学校教育の在り方について検討を重ねるため、令和4年10月に中央教育審議会「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置されました。同ワーキンググループでは、高等学校教育の在り方(「多様性」と「共通性」の観点から検討)、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進等について議論いただき、5年8月に「中間まとめ」が取りまとめられました。

この「中間まとめ」を踏まえ、令和6年2月に省令や通知等を改正し、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会確保のため、各学校長の判断で遠隔授業や通信教育を行うことを可能とするとともに、遠隔授業における受信側の教室等の教員配置や対面により行う授業の時間数の弾力化を行いました。その後も、これからの高等学校教育の在り方について、これまでの成果や課題を整理しながら、具体的方策等について議論を深め、7年2月に「審議まとめ」が取りまとめられました。

(2) 高等学校の特色化・魅力化に向けた取組

①高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)

高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成のため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した探究的・文理横断

的・実践的な学びを強化する学校に対し、必要な環境整備等の経費を支援する事業を実施しています。

②新時代に対応した高等学校改革推進事業

上記の制度改正も踏まえ、令和4年度から、普通科改革や教科等横断的な学びに取り組む高等学校を支援しています。加えて、これらの学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する事業を実施しています。

③各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

地理的状况や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現するため、遠隔授業や通信による教育方法の活用や学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備を行う事業を実施しています。

④WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業

Society 5.0において共通して求められる力を基盤として、将来、新たな社会をけん引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげる事業を実施しています。

(3)「高校生のための学びの基礎診断」による基礎学力の定着及び学習意欲の喚起

平成31年度から、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」制度の運用を開始しました^{*12}。

高等学校における多様な学習成果や課題を把握するツールの一つとして、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実等に活用されることにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進します。

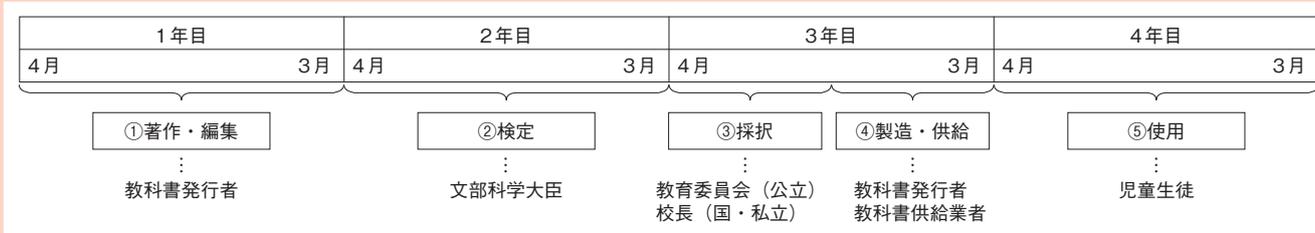
*12 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm

第7節 教科書の充実

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等にお

いては、教科書を使用しなければならないとされています。教科書は、次のような過程を経て、児童生徒の元に届けられ、使用されています（**図表2-2-8**、**図表2-2-9**）。

図表2-2-8 教科書が使用されるまで



図表2-2-9 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	◎				◎				◎
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検定	◎	◎				◎			
	採択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎		
		採択			△	△			△	
		使用開始				○	○			○
	主として 中学年用	検定			◎	◎			◎	
		採択				△	△			△
		使用開始	○				○	○		
	主として 高学年用	検定				◎	◎			◎
		採択	△				△	△		
		使用開始		○				○	○	

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）

▲：前年度の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度

※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※小学校における平成30年度、中学校における平成31年度/令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

1 教科書検定

教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

教科書検定は、学習指導要領や教科用図書検定基準に基

づき、各分野の専門的な知見を有する教科用図書検定調査審議会の委員によって、専門的・学術的な審議に基づいて厳正に行われています。

国民の教科書に対する高い関心に応え、教科書への信頼を確保するとともに、検定への一層の理解を得るため、検定結果の公開を行い、透明性の確保を図っています。令和6年度は、5年度に行った中学校用及び高等学校（主として高学年）用教科書の検定結果を公開しました。7年度に

は、主に、平成30年に公示された学習指導要領に基づく、高等学校（主として中学年）用の教科書検定を行うこととされています。

2 教科書採択

教科書採択は、地域や児童生徒の実情に応じて、学校で使用する教科書を決定することであり、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。）では設置者である都道府県や市町村の教育委員会、国立学校・公立大学法人が設置する学校・私立学校ではこれらの学校の校長の権限と責任により行われています。例えば、公立の小・中学校等において使用される教科書の採択は、都道府県教育委員会が設定した採択地区及び種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。

そして、採択においては、教科書の内容に関する十分な調査研究を行うとともに、静ひつな採択環境を確保することが求められます。また、採択権者は、教科書を採択したときは、法令に基づいて、採択結果・理由等を公表するように努めることが求められます。文部科学省では、各教育委員会に対して、採択の公正性・透明性の確保、調査研究のより一層の充実、採択事務のルール化等の採択手続の明確化など、採択のより一層の改善に努めるように指導するとともに、各教科書発行者に対しても、公正性・透明性の確保に万全を期すよう通知しています。

また、令和6年度には、中学校用教科書の採択が行われました。

3 義務教育教科書無償給与

義務教育教科書無償給与制度は、昭和38年度から日本国憲法第26条が掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として実施されています。この制度は、次代を担う児童生徒に国民的自覚を深めてほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。無償給与の対象となるのは、全ての義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科書であり、令和6年度には約471億円の予算が計上され、合計約1億冊の教科書が給与されました。

4 教科用特定図書等の普及充実

平成20年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定を受け、拡大教科書など障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の普及を図っています。

具体的には、できるだけ多くの弱視の児童生徒に対応で

きるような拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、令和6年度に使用される小・中学校用の検定教科書のほぼ全点について、標準規格に適合する拡大教科書が必要な児童生徒に供給されています（図表2-2-10）。また、児童生徒一人一人のニーズに応じた拡大教科書等を製作するボランティア団体等に対して、教科書デジタルデータの提供を行っています。

このほか、発達障害等により検定教科書において一般的に使用されている文字や図形などを認識することが困難な児童生徒や、令和6年7月19日より施行された「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により新たに提供の対象となった日本語に通じない児童生徒に対しては、教科書の内容を音声で読み上げる音声教材を提供できるよう、関係協力団体（大学・NPO法人等）に調査研究を委託し、成果物である音声教材を無償提供しているほか、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材の普及推進のための会議を開催しています。

図表2-2-10 拡大教科書の発行点数（令和6年度）

	点 数		拡大教科書 / 検定教科書
	拡大教科書	検定教科書	
小 学 校	259	259	100%
中 学 校	143	146	97.9%
高 等 学 校	63	1,052	6.0%
合 計	465	1,457	

5 学習者用デジタル教科書

令和元年度から使用できるようになったデジタル教科書は、GIGAスクール構想の下、児童生徒の学びを充実させ、学びの可能性を広げる一つのツールとして活用を促進すべく、全国的な実証事業が進められ、当面の間は、紙の教科書との併用を前提とした上で、まずは「英語」、その次に「算数・数学」を段階的に導入することとしています。6年度は、小学校5年生から中学校3年生を対象に、全ての小・中学校等に対して「英語」、5割から6割の小・中学校等に対して「算数・数学」を提供しています。

また、令和6年7月に中央教育審議会デジタル学習基盤特別委員会の下に設置された「デジタル教科書推進ワーキンググループ」において、次期学習指導要領の検討等を見据え、児童生徒の学びの充実の観点から、デジタル教科書の今後の在り方と推進方策について検討審議されています。7年2月には、教科書の形態として、紙だけでなくデジタルによるものも認めるなどの方向性を含む中間まとめ

第8節 いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応

1 生徒指導上の諸課題

(1) 生徒指導の在り方

生徒指導は、全ての児童生徒を対象として、学校のあらゆる教育活動の中で、それぞれの人格の健全な発達・成長を目指すとともに、現在及び将来における自己実現を図っていくために、児童生徒が自らを導いていく能力を育成すること、そして、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指して行われています。

一方、いじめの問題や少年による重大事件などは教育上の大きな課題となっています。文部科学省では、毎年度、各都道府県教育委員会等を通じて調査を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題の実態把握に努めています。令和5年度の調査結果では、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約10万9,000件、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約73万3,000件、いじめの重大事態の件数は1,306件、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は約41万5,000人となっています。

学校においては、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、全ての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。また、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、指導を繰り返してもなお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒等の措置も含めた毅然とした対応を取るとともに、問題を隠すことなく、教職員が一体となって対応する必要があります。さらに、教育委員会は学校を適切にサポートする体制を整備すること、そして、家庭や地域社会、警察・法務局・児童相談所等の関係機関の理解と協力を得て地域ぐるみで取り組む体制づくりを進めていくことが重要です。

また、報道等において、学校における校則の見直しや校則に基づく指導に関し、一部の事案で、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった指摘がなされています。こうした状況を踏まえ、文部科学省では、「校則の見直しについて」（令和3年6月8日付け 初等中等教育局児童生徒課事務連絡）を各教育委員会等に発出し、校則の内容は、社会の常識や時代の変化等を踏まえ、校長の権限のもとで絶えず積極的に見直さなければならないこと等を周知しました。

さらに、文部科学省では、生徒指導上の諸課題の深刻化やいじめ防止対策推進法等の関連法規の施行等を踏まえ、

令和4年12月には、学校・教員向けの生徒指導の基本書である「生徒指導提要」を改訂し、その改訂内容の現場への周知を進めています。

(2) いじめ防止対策

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）においては、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第2条第1項）と定義されています。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

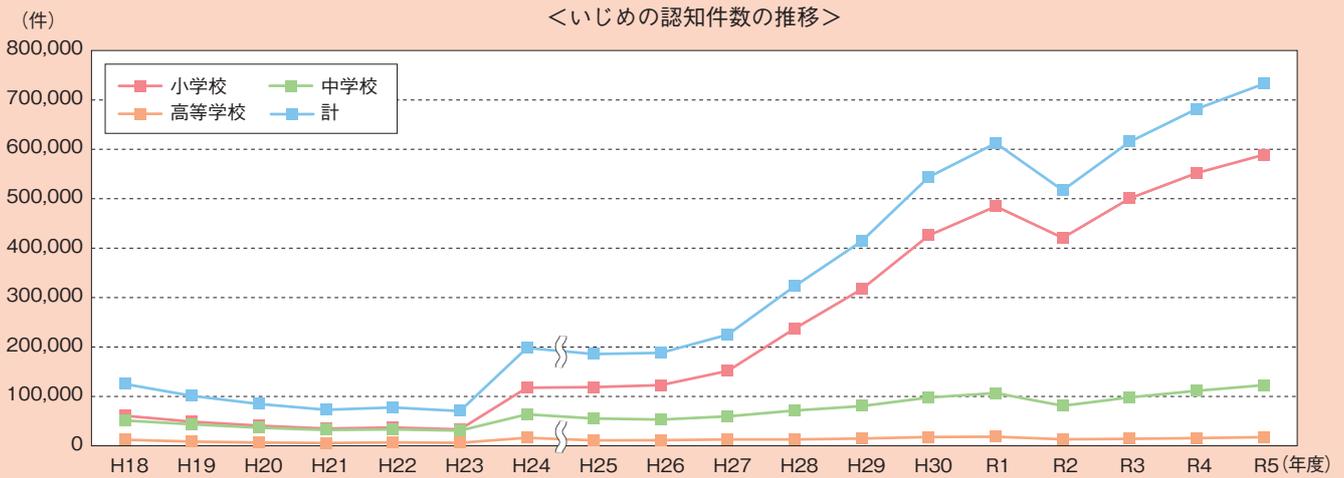
いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、大きな社会問題となりました。25年6月に法が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

文部科学省では、法や基本方針の策定を受け、教育委員会関係者や教職員に内容の周知を図り、いじめの防止等への取組を徹底するため、「いじめの防止等のための普及啓発協議会」等を開催しています。加えて、平成28年度においては、法施行後3年を経過したことを受け、「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況の検証を行いました。この検証の結果を踏まえ、国の基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行うとともに、30年度においては、同協議会の議論を踏まえ、「いじめ対策に係る事例集」を作成しました。

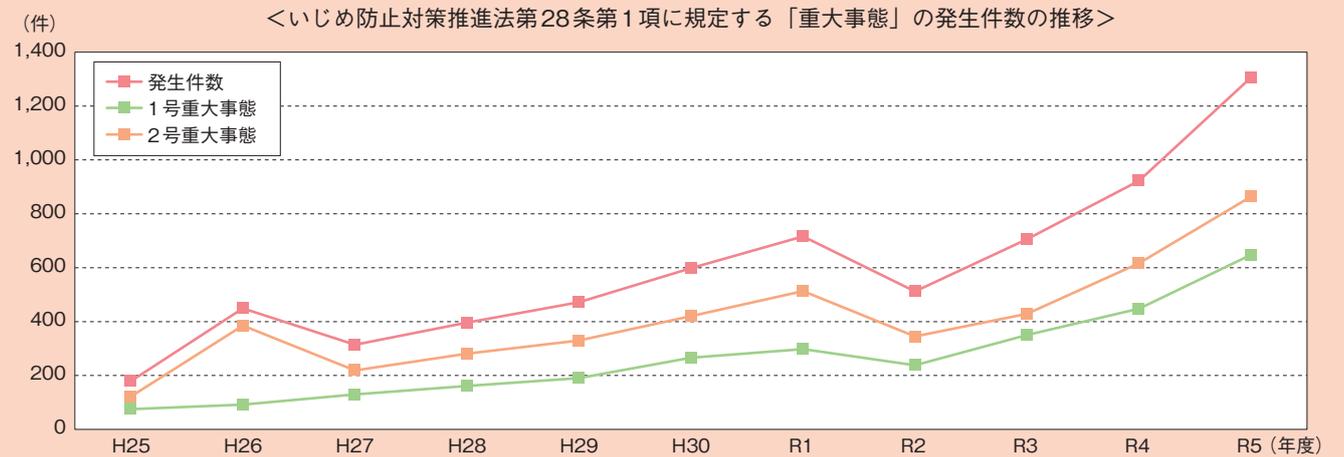
また、令和5年度、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約73万3,000件、いじめを認知した学校数は約3万校で学校総数に占める割合は約83.6%となっており、いじめの重大事態の件数は1,306件となっています（**図表2-2-11**）。

図表2-2-11 いじめの認知（発生）件数の推移



	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817	768	963
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,072
	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
中学校	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
高等学校	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	14,157	15,568	17,611
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	2,695	3,032	3,324
計	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568

(注1) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。
 (注2) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
 (出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



	H25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発生件数	179	449	314	396	472	598	716	512	705	919	1,306
1号重大事態	75	92	130	161	190	266	298	238	350	445	648
2号重大事態	122	385	219	281	330	420	513	345	428	616	864

(注1) いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
 (注2) 同法第28条1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
 (注3) 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。
 (出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものですが、いじめの認知件数については、問題行動等調査における1,000人当たりの認知件数の都道府県間の差が大きく、実態を正確に反映しているとは言い難い状況にあります。このため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価し、いじめの積極的な認知を徹底するよう促しています。

①いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を実施し、地方公共団体におけるいじめの問題等への対応を支援しています。

令和6年度においては、いじめの早期発見・早期対応のための専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等の取組に対して補助を行いました。

②いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催

いじめ対応においては、学校や教育委員会が、警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援を行うことが重要であることから、いじめ防止対策における政府の連携体制を構築し、社会総がかりでいじめに対応していくため、こども家庭庁とともに、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議を令和6年度においても開催しました。

③いじめ防止対策協議会の開催

文部科学省では、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得た「いじめ防止対策協議会」を開催し、法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題に取り組む関係者間の連携強化を図っています。

令和6年8月には、各教育委員会や学校におけるいじめの重大事態への対応において、様々な課題があったこと等を踏まえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行いました。今回の改訂では、いじめの重大事態の発生を未然に防止するため、学校いじめ対策組織が平時から実効的な役割を果たし、学校設置者とも連携した対応を行うために必要な取組や、重大事態調査における第三者性の確保に関する考え方等を記載しています。さらに、調査の際の児童生徒等に対する事前説明の手順や説明事項を記載するとともに、調査すべき項目の明確化等を

図っています。

④全国いじめ問題子供サミットの開催

いじめを未然に防止するためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことが効果的です。このため、子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進することを目的に、「全国いじめ問題子供サミット」を毎年度開催しています。

また、令和6年度においては、「いじめを生まない環境づくり」をテーマに開催し、全国48地域から152名の児童生徒が参加しました。

⑤「ネットいじめ」への対応

近年、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（いわゆる「ネットいじめ」）が深刻な問題になっています。また、「ネットいじめ」のうち、SNSでのいじめについては、第三者が閲覧できないため従来の取組で対応できない場合もあります。こうしたいじめの未然防止のためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要です^{*13}。また、改定後の基本方針に、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことを盛り込みました。

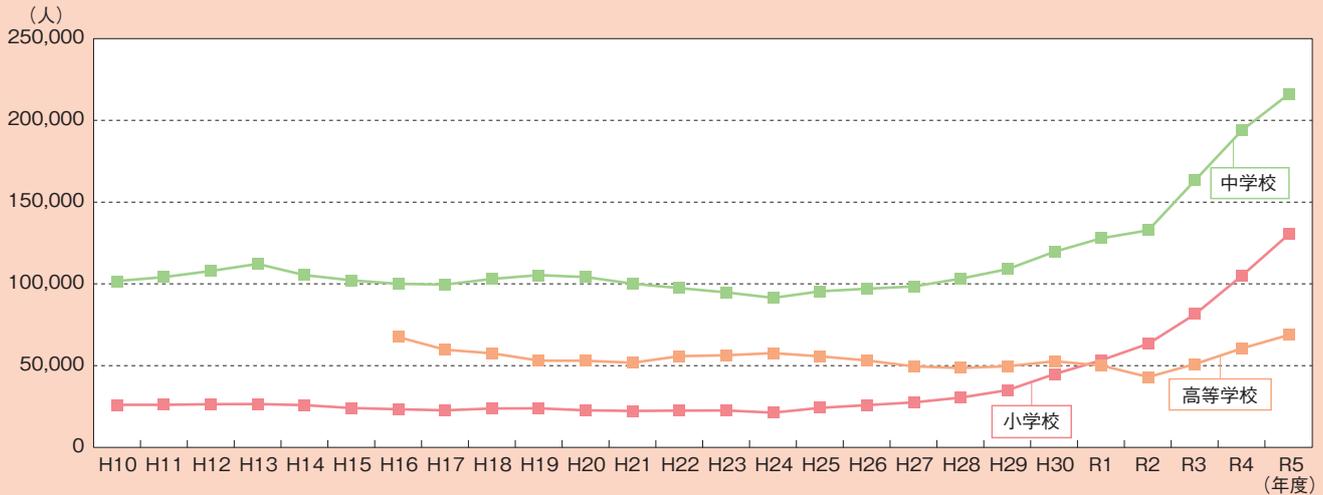
文部科学省では、電話・SNS等による教育相談体制の整備など都道府県・指定都市における取組への支援を行っており、令和6年度においても引き続き、支援に努めました。

(3) 不登校児童生徒への支援

令和5年度の全国の国公立の小・中学校の不登校児童生徒数は約34万6,000人、高等学校は約6万9,000人と、極めて憂慮すべき状況が継続しています（**図表2-2-12**）。

*13 参照：第2部第9章第1節

図表2-2-12 不登校児童生徒数の推移



	年度	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	不登校者数	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463
	割合 (%)	(0.34)	(0.35)	(0.36)	(0.36)	(0.36)	(0.33)	(0.32)	(0.32)	(0.33)	(0.34)	(0.32)	(0.32)	(0.32)
中学校	不登校者数	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428
	割合 (%)	(2.32)	(2.45)	(2.63)	(2.81)	(2.73)	(2.73)	(2.73)	(2.75)	(2.86)	(2.91)	(2.89)	(2.77)	(2.73)
小中合計	不登校者数	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891
	割合 (%)	(1.06)	(1.11)	(1.17)	(1.23)	(1.18)	(1.15)	(1.14)	(1.13)	(1.18)	(1.20)	(1.18)	(1.15)	(1.13)
高等学校	不登校者数							67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776
	割合 (%)							(1.82)	(1.66)	(1.65)	(1.56)	(1.58)	(1.55)	(1.66)

	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
小学校	不登校者数	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	割合 (%)	(0.33)	(0.31)	(0.36)	(0.39)	(0.42)	(0.47)	(0.54)	(0.70)	(0.83)	(1.00)	(1.30)	(1.70)	(2.14)
中学校	不登校者数	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	割合 (%)	(2.64)	(2.56)	(2.69)	(2.76)	(2.83)	(3.01)	(3.25)	(3.65)	(3.94)	(4.09)	(5.00)	(5.98)	(6.71)
小中合計	不登校者数	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	割合 (%)	(1.12)	(1.09)	(1.17)	(1.21)	(1.26)	(1.35)	(1.47)	(1.69)	(1.88)	(2.05)	(2.57)	(3.17)	(3.72)
高等学校	不登校者数	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770
	割合 (%)	(1.68)	(1.72)	(1.67)	(1.59)	(1.49)	(1.46)	(1.51)	(1.63)	(1.58)	(1.39)	(1.69)	(2.04)	(2.35)

- (注1) 調査対象：国公立小・中学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。）
- (注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。
- (注3) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合。
- (出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校児童生徒が学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の不登校児童生徒の休養の必要性等を規定した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月に成立し、不登校児童生徒への支援について、初めて体系的に法律で規定されました。また、同法に基づき、文部科学省では、29年3月に不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定しました。

令和元年10月には、基本指針等の趣旨の周知と個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を推進するため、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（元年10月

25日付け 初等中等教育局長通知）を发出了しました。本通知においては、義務教育段階の不登校児童生徒が、教育支援センターや民間施設など学校外の機関で指導等を受けた場合や、自宅においてICT等を活用して学習を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとできることなどを含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理しています。

令和5年3月31日には、永岡文部科学大臣（当時）の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめました（**図表2-2-13**）。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)	
<p>※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning (令和5年3月策定)</p>	
<p>○ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする <p>ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。</p> <p>○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。</p>	
<p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるできるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。 ○ 不登校特例校の設置促進 (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。⇒「学びの多様化学校」に改称(令和5年8月31日) ○ 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進 (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置) ○ 教育支援センターの機能強化 (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究) ○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障 (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に) ○ 多様な学びの場、居場所の確保 (こども家庭庁等とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映) 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する 不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。 ○ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進 (健康観察にICT活用) ○ 「チーム学校」による早期支援(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化) ○ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援) 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする 学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。 ○ 学校の風土を「見える化」(風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示) ○ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善(子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現) ○ いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底 ○ 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進 ○ 快適で温かみのある学校環境整備 ○ 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に
<p>実効性を高める取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ○ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施 (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握) ○ 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置 	

本プランにおいては、①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするこの三つを柱とし、不登校対策の一層の充実に取り組むとともに、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」において、取組の進捗状況を管理し、取組の不断の改善を図ることが示されました。

令和5年11月には、「不登校の児童生徒等への支援の充実について」(5年11月17日付け 初等中等教育局長通知)を发出しました。本通知においては、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意し、学校教育の意義・役割を踏まえ、学校及びその設置者においては、既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくかを検

討し、なじめない要因の解消等に努めるなど、不登校児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力すること、そのうえで、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設等との連携が必要となった場合にあっては、当該児童生徒の在籍する学校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要であることなど、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を改めて周知しています。

令和6年8月には、学校外の機関において行った学習について、一定の要件の下、学校の判断で不登校児童生徒の成績評価に考慮できる旨を法令上明確化し、その内容等について、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」(6年8月29日付け 初等中等教育局長通知)で周知しています。

また、不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う「学びの多様化学校」は、全国で58校開校しています(令和7年4月現在)。学びの多様化学校について「経済財政運営と改革の基本方針

2022]（4年6月7日閣議決定）において、全都道府県等での設置や指導の充実を図るとされていること等を踏まえ、その設置等の促進のため、6年度から9年度までの間、地方公共団体が廃校や余裕教室等の既存施設を活用して整備する場合における新しい支援メニューを創設しているほか、令和7年度予算において、学びの多様化学校の設置促進に資する経費を計上しています。

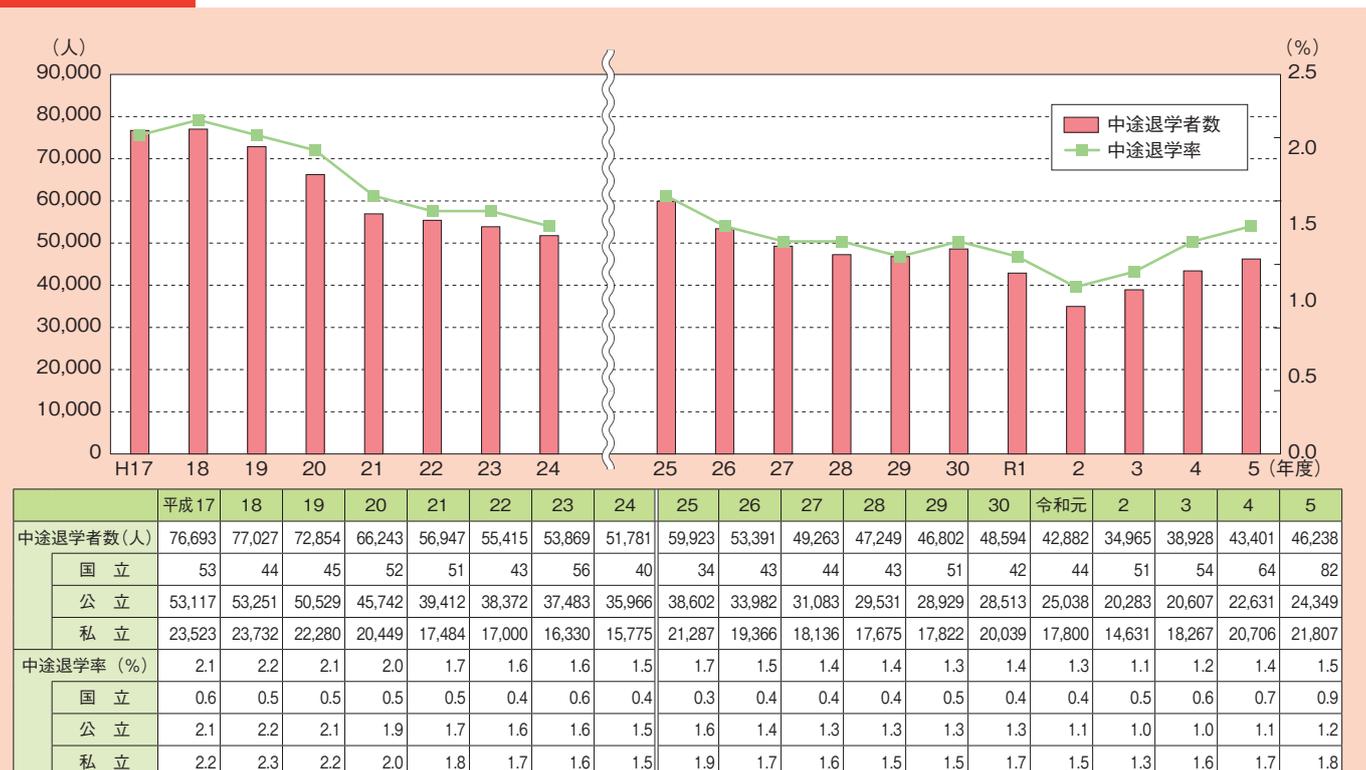
文部科学省としては、引き続き不登校児童生徒への支援

の充実を図っていきます。

（4）高等学校中途退学者への対応

令和5年度の全国の国公私立の高等学校における中途退学者数は約4万6,000人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は1.5%となっています（**図表2-2-14**）。中途退学の理由としては、「進路変更」（41.3%）、「学校生活・学業不適応」（34.2%）等が挙げられます。

図表2-2-14 高等学校における中途退学者及び中途退学率の推移



（注1）平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 （注2）中途退学率は、在籍数に占める中途退学者数の割合。
 （注3）高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

高等学校中途退学への対応については、各高等学校において、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲を持って学ぶことができるよう、生徒の能力・適性・興味・関心などに応じて魅力ある教育活動を展開するとともに、キャリア教育の充実や一層きめ細かな教育相談を実施することなどが重要です。また、就職や他の学校への転・編入学など積極的な進路変更について支援していくことも大切です。

文部科学省では、教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進しているほか、中途退学者に対する学校段階からの切れ目のない支援のため、地域若者サポートステーション等の関係機関と学校との連携を促進しています。

また、平成29年度には、文部科学省において、全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等の実態把握

を行いました。その結果、27年4月から29年3月までの2年間に生徒の妊娠の事実を学校が把握した件数（2,098件）のうち、妊娠を理由に懲戒として退学の処分を行った事案は認められなかったものの、生徒又は保護者が引き続きの通学を希望していた等の事情があるにもかかわらず学校が退学を勧めた事案が32件認められました。これを踏まえ、30年3月、「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」（30年3月29日付け 初等中等教育局児童生徒課長、健康教育・食育課長通知）を発出しました。同通知では、生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきこと、その際、生徒に学業継続の意思がある場合は、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の

対処を行わないという対応も十分考えられることなど、基本的な考え方を示しました。同通知の趣旨を徹底するよう、全国の生徒指導担当者を対象とした会議等において周知を図っています。

(5) 自殺対策の推進

厚生労働省・警察庁「令和6年中における自殺の状況」（7年3月）によると、6年中の小・中・高等学校の児童生徒の自殺者数は529人（前年513人）で過去最多となりました。いかなる事情であれ、子供たちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて憂慮すべき状況にあります。

令和5年6月には国において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定しており、文部科学省では、同プランに基づき、1人1台端末等を活用した子供の自殺リスク等の早期把握・早期対応に取り組むとともに、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の更なる推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等、児童生徒の自殺予防に向けた取組を進めています。また、命の大切さを学ぶ教育などを通じて児童生徒の自殺の防止に取り組むとともに、その特徴や傾向等を考慮した対策を検討するため、平成20年度から有識者会議を開催しており、3年6月には、コロナ禍における児童生徒の自殺の原因や動機について有識者会議において分析したところ、家族内葛藤といった家庭環境の不和や、部活動や行事等が中止や延期となったことによる達成感等を得る機会の喪失が指摘されました。さらに、今後必要な対応として、心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進や課題の早期発見・対応等へ向けたICT活用、関係機関等の連携体制の構築が挙げられています。また、4年10月には、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」の見直しが行われました。文部科学省としてもこの審議のまとめや「自殺総合対策大綱」を踏まえながら、効果的な自殺予防に取り組んでいるところです。

また、児童生徒の自殺予防や、不幸にして自殺が起きたときの緊急対応に必要な学校・教職員向けの資料として「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成し、各教育委員会や学校に配布してきました。令和6年度も引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、児童生徒の自殺対策について周知を図っています。

また、平成30年1月には、文部科学省・厚生労働省の連名で「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（30年1月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）を发出し、「自殺総合対策大綱」（29年7月25日閣議決定）に定められた「SOSの出し方に関する教育」の推進を求めたほか、同年8月には、「SOSの出し方に関する教育」の推進に当たって参考となる教材例を周知しました。

さらに、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて学校における早期発見に向けた取組、保護者に対する家庭における見守りの促進、学校内外における集中的な見守り活動、ネットパトロールの強化を実施するよう、夏休み等の長期休業前にそれぞれ対応を求めたところです。

加えて、令和2年に制作した児童生徒向けの自殺予防啓発動画「君は君のままがいい」を引き続き、6年においてもYouTubeの文部科学省公式チャンネル及び広告において発信しました。また、夏休みなどの長期休業明けに文部科学大臣メッセージを发出し、児童生徒に対して困ったときに相談することの大切さを伝えるとともに、保護者や学校関係者に対しても改めて見守りの重要性等について周知しました。

(6) ヤングケアラー*¹⁴への支援

家庭の問題として表面化しにくいヤングケアラーに対する支援を推進するため、厚生労働省及び文部科学省では、令和3年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策等、今後取り組むべき施策について取りまとめ、同年5月に公表しました。当該報告を踏まえ、文部科学省ではこども家庭庁と連携し、教育委員会や学校の教職員に対するヤングケアラーを理解するための研修の推進や、支援が必要なヤングケアラーを福祉等の外部の支援につなぐ役割を持つスクールソーシャルワーカー等の配置等、必要な施策を推進しています。

2 教育相談体制の整備・充実

児童生徒のいじめの問題などに適切に対処するためには、児童生徒の悩みや不安などを受け止めて、速やかに相

* 14 ヤングケアラー：子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされている。

談できるよう教育相談体制を整備することが重要です。

平成27年12月の中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、スクールカウンセラーは、「小学校における児童の心理に関する支援に従事する」、スクールソーシャルワーカーは、「小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と同規則（中学校、高等学校等にも準用）に職務内容を規定しています（29年4月1日施行）。また、学校等における教育相談体制を整備するため、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを配置する都道府県等に対して補助を行っています。

スクールカウンセラーについて、令和6年度は全公立小・中学校に配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置、質向上のためのスーパーバイザーの配置等を行いました。7年度予算では、全公立小・中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置や、スーパーバイザーの配置等教育相談体制の充実に必要な経費を計上しています。また、スクールソーシャルワーカーについて、6年度は全中学校区に配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置や質向上のためのスーパーバイザーの配置等を行いました。7年度予算では、全中学校区に対するスクールソーシャルワーカーの配置に加え、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置や、スーパーバイザーの配置等教育相談体制の充実に必要な経費を計上しています。

さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）を整備しています。

加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しています。

3 体罰の禁止

体罰は、学校教育法により厳に禁止されており、児童生徒の人権の尊重という観点からも許されるものではありません。また、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれ

があります。

しかし、平成24年度には、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生し、大きな社会問題となりました。この事案や教育再生実行会議の第一次提言「いじめ問題等への対応について」を踏まえ、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（25年3月13日付け 初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）を発出しました。同通知では、懲戒と体罰の区別について、具体例を示して分かりやすく説明するとともに、部活動指導に当たっての留意事項を示しています。さらに、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（25年8月9日付け 初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）を発出し、厳しい指導の名の下で、又は保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策、事案に応じた厳正な処分など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めました。

平成24年度以降は、国公私立学校における処分が行われた体罰の状況についてまとめた調査結果を毎年度公表し、体罰の実態を把握するとともに、その禁止の徹底に努めています。

また、令和3年度には、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの会議等において、懲戒と体罰の区別、体罰防止に関する取組についての通知等の内容や、教育委員会における体罰防止等のための取組事例を周知しました。

加えて、令和4年度には生徒指導の基本書となる生徒指導提要进行を改訂し、児童生徒に対して懲戒を行う際には、本人や関係者の言い分をしっかりと聞き、事実関係の確認を含めて適正な手続きを経ることや、指導を行った後は、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローが重要であること等を明記した上で、さらに、不適切な指導と捉えられ得る例を具体的に記載しました。

部活動における体罰禁止の徹底については、平成25年5月に、運動部活動の指導者が、指導に当たって萎縮しないよう、また、体罰に頼らない指導の充実が図られるよう「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方を示すとともに、運動部活動の指導に係る運営、体制等についても必要事項を掲載しています。

さらに、令和4年12月には、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

を策定し、校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する旨について示しました。

第9節 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達に段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方、生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道徳教育については、小・中学校に「道徳の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たしきれていないのではないかという指摘もなされてきました。

今後、人工知能（AI）をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、平成27年3月に、道徳教育の更なる充実のため、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

- ①内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- ②問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ③数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
- ④道徳科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校

文部科学省では、これらのガイドラインを各学校等に周知し、部活動の現場から体罰を根絶するよう努めています。

では令和元年度からそれぞれ全面実施されました。

また、評価や指導要領の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等について」（28年7月29日付け 初等中等教育局長通知）を发出し、道徳科の評価の在り方や指導要領の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

- ①他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒が
いかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
- ②個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏
まえた評価とすること
- ③児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展している
か、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深め
ているかといった点を重視すること
- ④道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用すること
のないようにすること

高等学校においては、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

さらに、文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」を実施しています。

第10節 人権教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要です。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切に教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和3年3月策定、6年3月改訂）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行うとともに、当該研究の成果をはじめとする人権教育の充実資する事例及び資料等を収集・集約・発信するためのウェブサイト「人権教育アーカイブ*¹⁵」の整備を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めました。

平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施したほか、28年度においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公表しました。さらに、30年度には、学校における人権教育の一層の推進に資するため、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し公表しました*¹⁶。

また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け 初等中等教育局児童生徒課長通知）を发出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）*¹⁷」を28年4月に作成し、学校へ周知しました。加えて、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記しています。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣

議決定）等を踏まえた、法務省、文部科学省、厚生労働省の3省連名での通知を6年10月に発出しました（「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」（6年10月1日付け 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局教育課程課長、高等教育局大学教育・入試課長、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長通知）。同通知では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用、法務省が作成する人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」等について、関係省庁間の連携の下で更なる周知の徹底を図っています。

また、文部科学省では、ハンセン病の元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、省内に「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。これも踏まえ、教職員支援機構（NITS）と連携し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、学校等での活用を促進する等の取組を行っています。今後、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言も踏まえ、更なる取組を進めていきます。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連児童の権利に関する条約や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、こども基本法及び性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

* 15 参照：https://jinken.mext.go.jp/

* 16 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1404244.htm

* 17 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

第11節 子供の健康と安全

現在の児童生徒等には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、感染症、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な課題が生じています。また、心身の不調の背景には、いじめ、児童虐待、貧困等の問題が関わっていることもあり、児童生徒等が抱える現代的な健康課題は複雑化・多様化しています。

学校は、子供の健やかな成長を目指して教育活動を行う場であり、子供の健康と安全を保つことは重要です。

学校における心身の健康の保持増進に関する指導並びに安全に関する指導及び食育の推進については、これまでも学校の教育活動全体として取り組むことが重要であるとされてきましたが、平成29年3月に告示した学習指導要領の総則においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、それ以外の各教科や総合的な学習の時間等においても適切に行うよう示しています。さらに、教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画等、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら効果的な指導を行うこととしています。

学校保健活動や食育の推進に当たり中核的な役割を果たす養護教諭及び栄養教諭については、その資質能力の向上に向けた議論が、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」において進められ、令和5年1月17日に公表された議論の取りまとめ^{*18}では、養護教諭及び栄養教諭を取り巻く課題の解決の方向性が示されたところです。この議論の取りまとめを踏まえ、各教育委員会に対して、養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化することや、養護教諭及び栄養教諭の専門性を反映した指標を作成すること、さらにその指標を反映した教員研修計画の作成等を促しています。

1 学校保健の充実

(1) 複雑化・多様化する児童生徒等の健康課題と養護教諭の支援体制の強化

現代的な健康課題に対応する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、学校の全ての教職員等が連携して取り組むことが重要です。その中でも、養護教諭には、学校保健活動の中心的役割を果たすことが期待されています。

このため、複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、より一層きめ細かな支援を実施できる

よう、養護教諭等を学校へ派遣し、大規模校や繁忙期等における業務支援や資質能力向上のための研修機会の確保等を行うなど、養護教諭等の支援体制の強化に取り組んでいます。

(2) 保健教育の充実

小・中・高等学校を通じて、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目指し、学校における保健教育を推進しています。

文部科学省においては、学校における保健教育の充実を図るため、感染症や生活習慣病等の予防、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、妊娠・出産、性感染症等について記述した健康教育に関する総合的な啓発教材を文部科学省ウェブサイトに掲載し、その活用を促しています。

このほか、各地域においてがん教育の推進が図られるよう、文部科学省が作成した「がん教育推進のための教材」やその補助教材の活用を促すとともに、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」や教育委員会及び衛生主管部局が連携した協議会の開催等を通じた外部講師の活用促進に取り組んでいます。

また、近年、大麻事犯の増加や市販薬の過量服薬等、子供を取り巻く薬物乱用に係る現状は憂慮すべき状況にあります。このため、小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領に示す内容に加え、大麻使用や医薬品の目的外使用といった薬物乱用の新しい課題について乱用実態を示したデータ等を踏まえた「薬物乱用防止教育のスライド資料集」を作成するとともに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの周知等を通して、薬物乱用防止教育の充実を図っています。

学校における性に関する指導については、子供たち自身が性に関して正しく理解し適切な行動がとれるよう、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じた指導を実施しています。各学校の指導においては、集団指導に加え、個々の児童生徒の状況等に応じた個別指導も重要です。文部科学省では、関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として教科等の指導や講演、個別指導等において活用することを促すなど、地域の実情に応じた取組の充実を図っています。

(3) 保健管理等の適切な実施

児童生徒等の心身の健康の保持増進を図るため、学校に

* 18 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/178/mext_00002.html

においては、学校保健安全法に基づき、学校保健計画の策定、健康診断、健康観察、健康相談及び保健指導、疾病の管理と予防、学校環境衛生の維持等が行われています。

文部科学省では、日本学校保健会を通じて、「児童生徒等の健康診断マニュアル」、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」、「学校において予防すべき感染症の解説」、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、「学校環境衛生管理マニュアル」など、学校における保健管理の参考となる資料の作成や、教職員等を対象とした保健管理に関する研修会の開催等の取組を行っています。

令和6年度は、月経随伴症状等の女性の健康について、児童生徒をはじめ、誰もが分かりやすい情報の充実、月経など体の悩みを気兼ねなく産婦人科医等に相談できる環境の整備、学校関係者の理解の促進等が求められていることを踏まえ、児童生徒や学校関係者が、月経の仕組み、月経に関連する諸症状及びその対応等を正しく理解できる冊子を、日本学校保健会を通じて作成しました。

なお、児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項として取りまとめ連絡し、各学校において、適正かつ効果的な健康診断が実施されるよう取り組んでいます。

また、学校において、適切な換気の確保を行うことは、感染症の予防等、児童生徒の健康に資するものです。安全安心な学習環境を整備するため、令和5年度補正予算においても、換気対策支援事業を実施し、各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組を支援しました。

児童生徒の個別の健康課題に関する取組として、児童生徒の視力については、裸眼視力1.0未満の者が一貫して増加し続けていること等を踏まえ、児童生徒の視力低下の実態を詳細に把握するため、令和3年度から5年度において児童生徒の近視実態調査を行い、その調査事業の一環として、子供の目の健康を守るためのリーフレットを作成し、啓発を図っています。また、児童生徒の脊柱側弯症について、早期に発見し支援につなげることができるよう、4年度及び5年度に脊柱側弯症検診に関する調査研究事業を実施し、専用の検査機器を用いた脊柱の検査を導入する自治体の参考となるマニュアルを作成し、その周知等に取り組んでいます。

このほか、現在、生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握する仕組み（PHR：Personal Health Record）を政府全体で推進しています。このため、児童生徒等の健康診断の結果についても、電子記録として本人や保護者が閲覧できる仕組みが構築できる

よう、文部科学省において作成した導入マニュアルを活用し、学校や学校の設置者に対する導入に向けた伴走型支援を行うなど学校健康診断情報の電子化に向けた取組を進めています。

2 学校における食育、学校給食の推進

(1) 学校における食育の推進

子供たちに対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるよう、学校において食育を推進することは大変重要です。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を有し、食育の中心的な推進役として、重要な役割を果たしています。文部科学省においては、学校における食育の充実のため、食に関する指導の手引や食育教材等を作成するとともに、栄養教諭の配置促進・資質能力向上に取り組んでいます。

栄養教諭の配置数は、令和6年5月1日現在、全国の公立義務教育諸学校において、6,945人となっており、平成17年の制度創設以来、年々増加傾向にはありますが、配置されている栄養教諭・学校栄養職員の合計に占める栄養教諭の割合は全国平均62%で、地域間格差もあります。このため、文部科学省では、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、栄養教諭の職務の明確化を図り、都道府県教育委員会等に対し、新規採用や学校栄養職員から栄養教諭への任用替え促進を働きかけています。

食を取り巻く社会環境が大きく変化した現代においては、食物アレルギーや偏食等、子供たちの食に関する健康上の諸課題が多様化しており、栄養教諭による食に関する個別指導を充実させていくことも重要です。文部科学省においては、「食に関する健康課題対策支援事業」を実施するなど、栄養教諭の食に関する個別指導力の一層の向上に取り組んでいるところです。

(2) 学校給食の充実

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。令和5年5月現在、小学校では1万8,584校（全小学校の99.1%）、中学校では8,990校（91.5%）が学校給食を実施しています（**図表2-2-15**）。

また、学校給食費の無償化を実施する自治体の取組実態や成果・課題等の実態調査を実施し、令和6年6月に結果を公表するとともに、6年12月には「給食無償化」に関する課題を整理・公表しました^{*19}。

* 19 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_00001.html

図表2-2-15 学校給食実施状況（国公立）

(国公立)
令和5年5月1日現在

区 分	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	
小 学 校	学 校 数	18,755	18,532	98.8	23	0.1	29	0.2	18,584	99.1
	児 童 数	6,049,683	6,001,602	99.2	2,832	0.0	3,972	0.1	6,008,406	99.3
中 学 校	学 校 数	9,820	8,818	89.8	19	0.2	153	1.6	8,990	91.5
	生 徒 数	3,178,910	2,860,799	90.0	3,508	0.1	49,788	1.6	2,914,095	91.7
義務教育学校	学 校 数	207	204	98.6	0	0.0	0	0.0	204	98.6
	児 童・生 徒 数	76,172	75,907	99.7	0	0.0	0	0.0	75,907	99.7
中等教育学校 (前期課程)	学 校 数	56	33	58.9	0	0.0	5	8.9	38	67.9
	生 徒 数	18,005	10,239	56.9	0	0.0	1,581	8.8	11,820	65.6
特別支援学校	学 校 数	1,166	1,036	88.9	1	0.1	9	0.8	1,046	89.7
	幼 児・児 童・生 徒 数	151,362	142,739	94.3	51	0.0	702	0.5	143,492	94.8
夜間定時制 高 等 学 校	学 校 数	539	277	51.4	62	11.5	3	0.6	342	63.5
	生 徒 数	62,151	13,730	22.1	1,524	2.5	32	0.1	15,286	24.6
計	学 校 数	30,543	28,900	94.6	105	0.3	199	0.7	29,204	95.6
	幼 児・児 童・生 徒 数	9,536,283	9,105,016	95.5	7,915	0.1	56,075	0.6	9,169,006	96.1

各学校では、学校給食の食材として地場産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理等を献立に活用したりする取組が進められています。食育基本法に基づく「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月食育推進会議決定)では、令和7年度までに、学校給食における地場産物の活用割合(元年度から維持・向上した都道府県の割合)を90%以上(6年度現在:70%(33都道府県))、学校給食における国産食材の活用割合(元年度から維持・向上した都道府県の割合)を90%以上(6年度現在:83%(39都道府県))、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数を月12回以上(6年度現在:13.07回)とすることを目指すこととされています。子供たちの食に関する理解を深めるためには、地場産物等を学校給食の食材として活用することが有効であり、文部科学省においては、「学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業」や、地場産物、有機農産物をはじめとした様々な食材を活用した学校給食や食育の事例の発信に取り組むなど、学校給食の充実を図っています。

このほか、学校給食におけるアレルギー対応の改善・充実のため、「学校給食におけるアレルギー対応指針」を作成し、事故防止の徹底を図っています。また、「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」を行い、学校給食用食材の取引における課題と解決策等をまとめ、各教育委員会等へ安定的な学校給食の提供に向けた取組を促しています。

学校給食費の徴収・管理については、平成31年の中央教育審議会の答申において、学校給食費については「公会

計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とされていることや、学校給食の実施者は学校の設置者であることを踏まえ、教職員の業務負担軽減の観点はもちろんのこと、徴収・管理業務の効率化や透明性の確保の観点から公会計により取扱い、学校や教職員ではなく地方公共団体が自らの業務として行うこととしており、定期的に導入状況について調査・公表を行うとともに、徴収・管理に関するガイドラインや公会計化等に関するQ&A、事例集等を作成しています。「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について」(令和5年8月31日付け 初等中等教育局長通知)においても公会計化等の実施に向けた検討を計画的に進めるよう働きかけているところです。

物価高騰に対しては、令和5年度に引き続き、各自治体における地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減に向けた取組を促したところです。また、給食事業者への業務委託については、契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における物価上昇等を踏まえた契約変更や、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど安定的に実施可能な事業者の選定について、適切な対応がなされるよう求めるとともに、その際、重点支援地方交付金が活用可能であることを通知し、活用を促しているところです。

3 学校安全の推進*20

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された学校保健安全法に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。令和4年3月25日には、4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」*21が閣議決定されました。本計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性の向上、地域等との連携・協働、子供の視点を加えた安全対策の推進、実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習することのできる環境が求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備*22し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害*23や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成・見直す際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」(平成30年2月)、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」(令和3年6月)等を作成し、活用を促しています。また、令和4年9月に発生した静岡県牧之原市における通園バスへの幼児置き去り事案を踏まえて、関係府省と連携して「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめ、学校保健安全法施行規則を一部改正し、送迎用バス利用時の所在確認や、幼稚園や特別支援学校における安全装置の装備の義務付けを図るとともに、バス送迎における安全の確保に努めました。さらに5年3月に発生した埼玉県戸田市における中学校への不審者侵入刺傷事案を踏まえて、各学校の設置者による危機管理マニュアルの総点検とともに、オートロックシステム等の整備について補助事業の拡充を行うなど、不審者の学校侵入防止対策に努めています。

また、令和6年3月には、教職員の負担を軽減しつつ質の高い安全点検を実現するための「学校における安全点検要領」を策定するとともに、「学校事故対応に関する指針」について、「事故に備えた組織的な取組」、「重大事故の国への報告」、「事故発生時の対応」の観点から、その実効性の向上を図る改訂を行いました。

令和7年3月には、学校安全の取組の実効的かつ継続的なものとする観点から、学校安全を推進するための地域等との連携や組織体制の在り方等について検討を進め、「学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～審議のまとめ」を取りまとめました。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る体制整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダー*24やスクールガード(学校安全ボランティア)を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、点検の結果対策が必要と確認された箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるよう態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身につけられるよう、実践的な安全教育を推進する必要があります。

*20 防災教育については参照：第2部第10章第4節 2 (2)

*21 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzhen/1419593_00001.htm

*22 学校施設整備については参照：第2部第10章第1節 1

*23 青少年を有害情報から守るための取組については参照：第2部第9章第1節 7

*24 スクールガード・リーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。

文部科学省では、平成31年3月に、学校安全の総合的な参考資料である「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。また、令和2年3月には教職員等の学校安全に関する資質能力の向上に資するため、キャリアステージに応じたeラーニング教材を開発し内容を更新しつつ提供しています。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール^{*25}等の先進事例を踏まえて、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進

する取組等を支援しています。

このほか、地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト^{*26}を開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトにて公開しています。

第12節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

1 教師の資質能力の向上

(1) 教師の養成・採用・研修の一体的な取組

学校教育は我が国や地域社会の発展を支える重要な社会基盤であり、制度発足以来、社会の期待や要請を踏まえ、教育内容や教育環境は時代とともに変化してきました。

これまででも、そして、これからも教師は公教育の要です。「令和の日本型学校教育」の実現という目標の下、教師及び教職員集団には、新たな学びを展開できる実践的指導力を発揮することをはじめ、高度化・複雑化する教育課題に的確に対応していくことが期待されています。

こうしたことも踏まえ、令和3年3月には「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」について文部科学大臣から中央教育審議会に包括的な諮問を行い、4年12月に答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられています。本答申では、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教員免許の在り方、教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、教師を支える環境整備の各項目について具体的な方策が示されました。

文部科学省においては、本答申も踏まえながら、教師の養成・採用・研修等に関する改革に取り組んでいます。

今後、少子化によって生産年齢人口の減少が見込まれ、人工知能技術等の先端技術が高度に発達する時代だからこそ、教師による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動を通じた、子供一人一人の能力を最大化する教育の重要性がますます高まっています。

その中で、教師に求められる役割は、子供たちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走へと転換しており、こうした使命を果たしていかなければならない教師には、質の高い人材を十分に育成・確保していく必要があります。

こうした観点から、令和4年の答申で示された改革の方向性のとおり、課題解決のための戦略的意図を持って、改めて制度の根本に立ち返った検討を行い、教師人材の質の向上や入職経路の拡幅を強力に推進し、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速化するため、令和6年12月に中央教育審議会に対して諮問「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」^{*27}を行いました。具体的には、主に以下の3点を審議事項として掲げています。

第1に、社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方です。教職課程の学修内容や学修方法の在り方や、今後の教員免許制度の在り方に加え、教員養成系大学・学部等が、地域に求められる教師人材の確保につながるために必要な取組、必要な教職課程が大学において継続的に開設・実施できるようにするための方策等について、検討することとしています。

第2に、教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方についてです。教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に向けた検討等の動きも勘案した、優れた教師人材の確保に必要な採用に係る方策に加え、教職生涯全体を通じて「学び続ける教師」の実現に向け、研修や学ぶ時間の十分な確保等によって資質能力等を高められるような環境整備や、教職大学院での指導の質を確保するための方策等について、検討することとしています。

第3に、多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方についてです。教員

* 25 セーフティプロモーションスクール：地域の学校安全関係者や関係機関等と連携・協力し、学校安全計画の評価や評価の次年度計画への反映など、PDCAサイクルに基づく継続的な安全推進に取り組む学校を大阪教育大学が認証する取組

* 26 参照：<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

* 27 参照：第2部第1章第1節

資格認定試験の在り方、社会人等が大学院での教職に関する学修によって教員免許の取得が可能な仕組みの構築などの方策に加えて、特別免許状^{*28}等の更なる活用促進や、民間企業等に在籍しながら教師として勤務する際の任用形態の在り方などの方策等について、検討することとしています。

以上の3点を中心に、教員の養成・採用・研修等の在り方について令和8年中の答申を前提に、現在審議が進められています。

①教師の養成における取組

学校現場が抱える教育課題が多様化、複雑化等する中、多様な専門性・背景を有する質の高い教員を確保することが必要であり、その上では、教員免許制度や、教員免許状を得るための教職課程の在り方は大変重要です。

令和5年度に授与権者である都道府県教育委員会から授与された免許状の総数は、19万3,359件であり、4年度の授与総数と比較して約4,500件減少しています。免許状の種類別の内訳は、専修免許状9,977件、一種免許状13万7,506件、二種免許状3万5,455件、特別免許状611件、臨時免許状9,810件となっており、学校種別では、幼稚園教諭免許状3万9,558件、小学校教諭免許状3万1,593件、中学校教諭免許状4万7,093件、高等学校教諭免許状5万7,524件、特別支援学校教諭免許状1万1,788件（うち自立教科等57件）、養護教諭免許状4,351件、栄養教諭免許状1,452件となっています。

教職課程については、令和4年の中教審答申において、データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、留学等、大学の専門課程で学修する「強みや専門性」を身に付ける活動と教職課程の学修が両立できるよう、四年制大学において最短2年間で教職の必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定や、小学校高学年における教科担任制等に対応した教職課程の開設を進めることが示されました。これを受け、文部科学省では、「強みや専門性」を身に付ける活動と教職課程の両立可能なカリキュラムを四年制大学が実施する場合、小学校も含めた二種免許状の教職課程を特例的に開設できる制度改正を5年度に行い、6年度に5大学が本特例による教職課程の文部科学大臣の認定を受けました。

このほか、令和3年度には「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくためのけん引役としての役割を果たす大学について、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する仕組みを創設し、4大学が指定を受けています。

教員養成フラッグシップ大学に指定された大学は、教育職員免許法施行規則等に定める一部の科目に代えて新たな科目を開設し、免許を取得することができる特例措置が適用されます。指定大学には、新たな社会の到来を見据え、教育現場や教育行政、NPO法人や企業、関連分野の学問研究において優れた業績や実績を有する他大学や研究機関等と緊密に連携しつつ、新しいプログラムを研究・開発するなどの先導的・革新的な取組を行うことが求められます。また、取組から得られた知見を他の教員養成大学や教職課程を有する大学に展開し、優れた研究・人材育成拠点として全国的な教員養成の高度化に貢献することが期待されます。

令和6年度には、5年度に引き続き指定大学に対し、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教員養成フラッグシップ大学推進委員会によりフォローアップが行われました。

②教師の採用における取組

文部科学省では、真に教師としての適性を有する人材の確保の観点から、各都道府県教育委員会等における採用選考の改善を促しています。都道府県教育委員会等では、学力試験の成績だけでなく、面接試験や実技試験の実施、受験年齢制限の緩和、様々な社会経験を適切に評価する特別の選考等を通じて、人物評価を重視する方向で採用選考方法が改善されています。個性豊かで多様な人材を確保するため、教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者、英語に関する資格を持つ者、スポーツ・芸術での技能や実績を持つ者等を対象とした特別の選考等が実施されています。

多様な専門性や背景を持つ人材を学校現場に迎え入れるための取組としては、上記の民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした特別選考のほか、特別免許状の授与を受けて、教職に就くことができる制度が整備されており、都道府県教育委員会等が行う採用選考において、合格時に特別免許状を授与することを前提とした選考も行われています。

また、優れた知識や技術などを持っている社会人や地域住民が、教員免許状を有していなくても各教科や総合的な学習の時間の一部などを担当することができる特別非常勤講師制度も整備されており、例年全国で2万件程度活用されています。

文部科学省では、こうした多様な専門性や背景を持つ外部人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことを後押しするため、各都道府県における特別免許状の積極的な活用促進に向けて、令和6年5月に「特別免許状の授与及

* 28 教員免許状を有していないが優れた知識経験等を有する社会人等に対し、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。平成元年度から令和5年度までの累計授与件数は、3,385件。

び活用等に関する指針」を改訂しました。同指針では、都道府県によって特別免許状の制度趣旨が十分に浸透していないと考えられる例や消極的な運用がみられる状況を踏まえ、教科の内容全般において自身の専門分野と同水準の専門性を有することまでは要しないことや、指導方法や技術について授与の前段階で普通免許状との同等性を過度に重視しないこと等について明記しました。

また、パリオリンピック・パラリンピック競技大会も契機とし、教師としての入職を希望するアスリートを支援する措置を講じました。具体的には、教師としての入職に関心のあるアスリートのリスト作成及び採用権者への周知、入職前のオンデマンド研修パッケージの提供、オリンピック・パラリンピアン・デフリンピアンを任用する場合の加配定数措置を行いました。

また、近年では、ALTや支援員、特別支援教育支援員等の教師以外のスタッフとして、外部人材との協働も活発に行われています。

このほか、「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、教師の採用に関する近年の課題への対応等に関する調査研究を実施しています。

③教師の研修における取組

教師には、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めることが求められており、様々な研修が実施されています。

教職員支援機構（NITS）では、各学校や地域とともに教職員研修の充実を図ることを目標とする研修（研修マネジメント力協働開発プログラム等）や、探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修（探究型中央研修）、教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）、生徒指導・道徳教育などの特定の教育課題について地方公共団体が行う研修の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目標とする研修（指導者養成研修）等を実施しています。

また、職務多忙等の理由により職場を離れての研修参加が困難な状況にある教師等に対して、多様な研修機会の提供、及び各学校で実施する校内研修の更なる充実を目指して、オンライン動画教材を提供しています。具体的には、校内研修で活用いただくことを想定し、各テーマの基礎理論又は理論的整理や考え方の提示を20分程度で行う「校内研修シリーズ」、授業等で実践できる力を身につけるための内容の提示を10分程度で行う「実践力向上シリーズ」等を制作しており、これまでに計306タイトルを提供しています（令和6年度末現在）。

さらに、全国の教育委員会等において策定された、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標についての専門的助言を行うとともに、教師の養成・採

用・研修の改善を目的とした調査研究プロジェクトの実施や成果報告書の提供等、都道府県教育委員会等の研修企画を支援する取組も行っています。今後、NITSでは全国の教育委員会等と協働しながら、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた更なる取組を進めることとしています。

このようなNITSの取組のほか、都道府県教育委員会等においては、教師がその経験、能力、専門分野等に応じて必要な研修を受けることができるよう、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、長期社会体験研修、大学院等派遣研修等が行われています。また、令和3年11月の中央教育審議会審議まとめで示された「新たな教師の学びの姿の実現」に向けた方策として、①研修受講履歴記録の作成、②研修受講履歴記録等を活用した資質向上のための対話と奨励が、5年度より制度化されました。その効率的・効果的な実現に資するよう、文部科学省では、研修の受講や受講履歴記録の作成を一元的に行うことができる「全国教員研修プラットフォーム『Plant（プラント）』」（以下「Plant」という）を構築し、6年4月よりNITSによる運用を開始しています。（同年度参加自治体数は47都道府県・政令指定都市）。Plantでは各教育委員会やNITS、大学等が作成した研修を登録でき、4万5,000件以上の研修情報が登録され、約72万人のユーザー登録がなされており（令和6年度末現在）、教師がより主体的に必要な学びができるようになっています。

今後も、本プラットフォームに掲載するオンデマンド研修動画を更に充実させるため、大学等が行うオンデマンド研修動画の開発に対し、「教員研修高度化推進支援事業」により支援していきます。

（2）教職員のメンタルヘルスの保持

学校教育は教職員と児童生徒との人格的なふれあいを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが重要です。しかし、公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数は、令和5年度においては7,119人と過去最多であり、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、これまで、平成25年の「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」の最終まとめ等を踏まえ、各教育委員会に対して、教職員本人への周知等を含めたセルフケアの促進や、教職員が一人で悩みや負担を抱え込まないように、校長等の管理職によるラインケア、校長のリーダーシップによる業務の縮減・効率化、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組や人事管理等と関連付けて効果的・効率的な対策を図ることを促すとともに、ストレスチェック等の取組の推進、健康障害等に関する相談体制の整備、学校における働き方改革の取組の推

進等を求めてきました。また、外部からの過剰要求等、学校で生じる様々なトラブルへの適切な対応については、教育委員会が専ら教育行政に関与する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）への法務相談を行える体制の構築が重要であり、各教育委員会における法務相談体制のより一層の充実のために「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き^{*29}」（令和4年3月改訂）を作成しております。なお、教育委員会が弁護士等への法務相談を行う経費については普通交付税措置されています。

さらに、令和5年度から引き続き、6年度においても「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」を実施しており、専門家等と協力しながら、効果的な取組の研究や事例の創出等に取り組んでおり、全国的展開に向け、令和6年度補正予算及び令和7年度予算においても、このための経費を計上しているため、引き続き、教員の心身の健康の確保等を図るために、メンタルヘルス対策に取り組んでいきます。

（3）非違行為を行う教員に対する厳正な対処

体罰や性犯罪・性暴力などの非違行為は、それ自体許されないものであるだけでなく、教員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものです。文部科学省では、各教育委員会に対して、懲戒処分全般の基準を作成することや、処分事案について、児童生徒などのプライバシー保護に十分配慮しつつ、できるだけ詳しい内容を公表するよう指導し、教員の服務規律の一層の確保を促しています。

体罰事案については、各教育委員会において引き続き、体罰の未然防止、徹底した実態把握及び早期対応に努めるとともに、体罰を行ったと判断された教職員については、客観的な事実関係に基づき厳正な処分などを行うよう促しています。特に、児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合、児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合、体罰を起こした教職員が体罰を行った事実を隠蔽した場合、特別な支援を要する児童生徒に体罰を行った場合などについては、免職も含めて、より厳重な処分を行うよう各教育委員会に対し指導しています。また、不適切な指導等について、体罰と同様に懲戒処分基準に規定している教育委員会もあり、未整備の教育委員会においてはこうした規定を参考にして懲戒処分基準に定めるよう促しています。

令和5年度に児童生徒等に対する性犯罪・性暴力を行い、懲戒処分を受けた教員は157人であり、未だ少なくない件数で推移しているのが現状です。児童生徒等に対する性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴

力等の防止等に関する法律」（以下「教員性暴力等防止法」という。）が4年4月1日から施行されました。同法において、教育職員等による児童生徒等への性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であることとされたほか、教育職員等への研修や児童生徒等に対する啓発等による児童生徒性暴力等の未然防止、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等（児童生徒等への性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げになった者）に関するデータベースの整備、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する授与権者の裁量的拒否権などが規定されました。本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対して性暴力等を行うなどということは断じてあってはなりません。このことから、同法の基本理念にのっとり、こうした非違行為があった場合には原則として懲戒免職とするなど、引き続き厳正な対応をするとともに、告発を遺漏なく行うよう各教育委員会に対し指導を徹底しています。特定免許状失効者等に関するデータベースについては、国において4年度に構築、5年4月1日から稼働しており、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公私立の別や常勤・非常勤等の採用形態を問わず、必ずデータベースを活用する義務があることについて、周知を行いました。加えて、5年6月には、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立したことを受け、教員性暴力等防止法の一部改正により「児童生徒性暴力等」に該当する行為の範囲を拡大したほか、児童生徒性暴力等の防止等に係る実効性の確保や、法の趣旨の再確認と徹底等についても改めて周知を行いました。

児童生徒性暴力等の防止等に当たっては、上記に限らず、様々な対策を総合的に講じることが重要であることから、同法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を令和4年3月に策定しています。同指針においては、法の基本理念を踏まえ、教育職員等と児童生徒とのSNS等による私的なやりとりの禁止に関して規則等により明確化すること、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針についてあらかじめ整理・周知を行うこと、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは直ちに事実確認等を行い、事実が認められる場合には適正かつ厳正な措置（原則として懲戒免職処分）を行うことなどについて示しています。加えて、5年10月には、性暴力等の防止を徹底するための大臣メッセージを公表し、学校設置者等に対して、改めて教育職員等に対する

* 29 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/houmusoudan/index.htm

研修や、相談体制の整備・周知等の速やかな実施を求めるとともに、児童生徒等に対する「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことを強く呼びかけたところです。また、6年通常国会に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」*³⁰が提出され、同年6月19日に成立しました。これを受け、こども家庭庁では、本法律の施行に向けて必要となる下位法令の制定やガイドラインの策定等に向けた検討を進めているところです。文部科学省としても、こども家庭庁と連携しつつ、児童生徒等を教育職員等による性暴力の犠牲者とさせないという断固たる決意で、様々な施策の実施に全力を尽くしてまいります。

（4）ハラスメントの防止措置

女性活躍推進法等に基づき、パワーハラスメント等の職場におけるハラスメントの防止に関して必要な措置を講ずることが事業主である教育委員会等に義務付けられています。文部科学省では各教育委員会に対して、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関して、防止措置を確実に実施するよう指導を行っており、その結果、法令上義務とされている措置については、全都道府県・指定都市で実施されています。また、パワーハラスメント等の行為が明らかになった場合には厳正に対処するとともに、服務規律を徹底するよう指導を行っています。

（5）人事評価と優秀教職員表彰、指導が不適切な教員への対応

①人事評価に関する取組

人事評価を適正に実施し、その結果を活用することは教職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげていく上で重要です。また、人事評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことも求められます。このため、校長等の管理職としての人材育成の観点や教職員の健康及び福祉の確保の観点から、その評価項目に教職員の勤務実態を踏まえた業務全般の見直し・縮減、各教職員の業務分担の見直しや適正化・平準化、効率的・効果的な組織運営、教職員の健康及び福祉に配慮した職場環境整備などの学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につながる適切な指導を行うことを促しています。

②指導が不適切な教員への対応

教員の職務が、児童等に対して日常的に授業を行うもの

であり、その指導が心身ともに発達段階にある児童等に対して、直接的かつ将来にわたって大きな影響を及ぼすものであることを踏まえ、指導が不適切な状態が生じている時点において、その状態を改善すべく、適切に対処することが重要です。指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修等の実施に当たっては、人事評価の結果を活用するとともに、文部科学省が取りまとめた「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン（令和4年8月31日改定）」などを踏まえて、公正かつ適正に実施するよう、引き続き各教育委員会に促してまいります。

2 学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

（1）学級編制と教職員定数

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における1学級の児童生徒数（学級編制）や教職員の配置（教職員定数）の「標準」を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律で定めています。公立の小・中学校の学級編制の標準は、令和6年度は、小学校で1学級35人（6年生は40人）、中学校で1学級40人となっており、各都道府県教育委員会は、これを標準として学級編制の基準を設定し、各市（指定都市を除く。）町村教育委員会は、都道府県が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級編制を行っています。また、指定都市教育委員会は、国が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級編制を行っています。

なお、地域の実情や児童生徒の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、各都道府県教育委員会の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることが可能となっており、令和6年度は、65の都道府県・指定都市において国の学級編制の標準を下回る学級編制基準による弾力的な取組が実施されています（**図表2-2-16**）。

* 30 児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする。

図表2-2-16 各自治体における少人数の取組状況

各自治体における少人数学級の取組状況（令和6年度）

- ・多くの都道府県において、独自の少人数学級の取組が行われている。
- ・中学校については第1学年において取組が進んでいる。

少人数学級を実施している都道府県・指定都市（67自治体）

編制人員 学年区分	30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校1学年	18	4	/	/	22
2学年	15	5			20
3学年	8	4			12
4学年	7	4			11
5学年	6	2			8
6学年	4	3			47
小学校純計	20	6	47	3	59
中学校1学年	4	4	52	4	64
2学年	2	4	37	4	47
3学年	3	4	36	3	46
中学校純計	5	5	53	6	64
小・中学校純計	20	8	57	6	65

【留意事項】

- ・学級編制基準の弾力的運用について、小学校1～5学年において35人未満、小学校6学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
- ・同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- ・「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
- ・左の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

文部科学省では、少人数教育の推進、いじめ問題や特別支援教育の充実といった様々な教育上の課題に対応するため、これまで幾次にもわたって学級編制の標準や教職員定数の改善を重ねてきました。

平成29年3月には義務標準法を改正し、これまで加配定数で措置していた障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修に係る定数の基礎定数化を実施し、発達障害や日本語に課題のある児童生徒に対するきめ細かな指導の充実や、教師の質の向上に必要な研修体制の充実を図っています。

また、令和3年3月に義務標準法を改正し、公立小学校の学級編制の標準を引き下げ、35人学級を計画的に整備しています。7年度にこの小学校の35人学級の整備が完了することを踏まえ、財源確保とあわせて、8年度からは中学校での35人学級の推進にも着手することとしました。

令和7年度予算においては、この小学校35人学級の計画的な整備に加え、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や、教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革のため、小学校における教科担任制の強化（これまでの高学年に加え、第4学年にも拡大）等に必要な教職員定数の改善5,827人を計上し、教師を取り巻く環境整備を進めることとしています（図表2-2-17）。

このほか、退職教職員や教員志望の大学生など多彩な人材が、支援スタッフとして学校教育活動に参画する取組を

支援しています。令和7年度予算においては、教員業務支援員の全小・中学校への配置（2万8,100人）に加え、副校長・教頭マネジメント支援員の配置（1,300人）に係る予算を計上し、学校全体として指導体制を充実することとしています。

（2）義務教育費国庫負担制度

①義務教育費国庫負担制度

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担法に基づき、義務教育に必要な経費の大半を占める教職員給与費について、原則、都道府県・指定都市が負担した実支出額の3分の1を負担しています（義務教育費国庫負担制度）。これによって、地方公共団体の財政状況にかかわらず、全国どの地域においても、教職員給与費を安定的に確保することが可能となっています。また、義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で給与額や教職員配置に関する地方の自由度を大幅に拡大した「総額裁量制」の下で、教員を増員して少人数学級を導入するなど地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育がより一層展開できるようになっています。

②教員の給与

教員の給与は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（いわゆる「人材確保法」）によって、一般の公務員の給与よ

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度予算額 1兆6,210億円
(前年度予算額 1兆5,627億円)



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 +129億円 (+5,827人) ・教職員定数の自然減等▲195億円 (▲8,803人)
- ・教師の処遇改善 +34億円 ・給与の見直し▲11億円 このほか、人事院勧告による増、負担金の算定方法適正化等がある。 対前年度 +583億円
- ※処遇改善等は、R8.1～3月までの3か月分を計上。(参考) 通年ベース 処遇改善：約170億円

学校の指導・運営体制の充実 + 5,827人

- **小学校における教科担任制の拡充 + 990人**
 - ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年と同じ標準授業時数である4年生に教科担任制を拡大。また、新規採用教師の持ち授業時数を軽減。(4年間で計画的に改善(改善総数3,960人))
- **中学校における生徒指導担当教師の配置拡充 + 1,000人**
 - ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援。(4年間で計画的に改善(初年度の令和7年度は重点的に措置(改善総数2,640人))
- **多様化・複雑化する課題への対応 + 200人**
 - ・特別支援学校のセンター的機能の強化
 - ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
 - ・チーム学校のための体制強化
- **35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人**
 - ・小学校における35人学級の推進(第6学年分) + 3,086人
(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

 - ・通級や日本語指導等のための基礎定数化(9/10年目) + 551人

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途計上(11億円)【復興特別会計】

教師の処遇改善 + 34億円

- **教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善**
 - ・教職調整額の改善
 - 学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとし、令和7年度は1%引上げる。(教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)
- **職務や勤務の状況に応じた処遇改善等**
 - 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図る。
 - 学級担任への加算：月額3,000円 ※小・中学校の単式・複式学級を対象等
- **産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金算定の見直し**
 - 従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担金算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担金算定上の対象となる見直し。
 - ・新たな職の創設(R8.4～を予定)
 - 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
 - ※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

(担当：初等中等教育局財務課)

り優遇されています。昭和55年の時点では、教員の給与は、一般行政職の公務員の給与と月額で比較して7%以上優遇されていましたが、その後、この優位性は年々減少しています。

令和6年8月に中央教育審議会において取りまとめられた答申では、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準以上を確保するため教職調整額を少なくとも10%以上とすること、学級担任の教師に義務教育等教員特別手当を加算すること、新たな級の創設といった教員の処遇改善に関する方策が提言されました。

この答申等を踏まえ、専門職としての教師の職務の重要性にふさわしい処遇を実現するため、令和12年度までに教職調整額を4%から10%に引き上げるとともに、教師の職務と勤務状況に応じた処遇となるよう、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や、教育活動に関し教職員間の総合的な調整や若手教師のサポート等を行う主幹教諭の創設及び新たな級の創設等を行うこととし、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、国会において

修正のうえ、可決されました*31。

(3) チームとしての学校の実現に向けて

子供を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、こうした課題に対応していくためには、組織として教育活動に取り組む「チームとしての学校」体制を創り上げ、学校の機能を強化していくことが必要です。また、学校における働き方改革を進めるためにも、教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変えるとともに、教師の業務についても負担軽減を図り、多様な人材との連携を進めることも重要です。文部科学省では、平成27年12月に中央教育審議会では取りまとめられた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」等を踏まえ、引き続き、「チームとしての学校」の実現に取り組んでいきます。

教師が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むためには、指導・運営体制の充実が必要です。加えて、心理や福祉等の専門性を有するスタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質

* 31 参照：第2部第2章第2節 教師を取り巻く環境整備(コラム03)

の確保と配置の充実を進める必要があります。平成29年4月にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動の引率等を単独で行うことができる部活動指導員を、令和3年8月には、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員を法令上に位置づけました。文部科学省としては、その配置に係る支援を行っています。

また、専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくことが求められます。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められており、引き続き、取組を進めていきます。また、平成29年4月には、学校

事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することを目指し、その職務規定を見直したほか、学校の事務機能強化を推進するため、共同学校事務室の制度を法令上明確化しました。

さらに、教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要です。具体的には、人事評価結果の処遇や研修への適切な反映や、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置充実等に取り組んでいきます。また、学校における働き方改革の推進にも「チームとしての学校」の実現は重要であるため、業務の役割分担・適正化や多様な主体との連携、必要な人材の確保等、「チームとしての学校」の機能強化に着実に取り組んでいきます。

第13節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興

1 幼児教育の現状

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児教育を担う幼稚園、保育所、認定こども園は我が国の幼児教育の中核としての役割を担っています。令和6年5月1日現在、全国で8,530園の幼稚園があり、約76万人の幼児が在園しています。また、満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園について

は、同年5月1日現在、全国で7,321園があり、約86万人の乳幼児が在園しています。保育所については、同年4月1日現在、全国で2万3,561園があり、約187万人の乳幼児が在園しています（**図表2-2-18**）。

なお、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化を実施し、3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されています^{*32}。

図表2-2-18 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の園数及び園児数等

区 分		幼稚園 ^{*1}	幼保連携型認定こども園 ^{*1}	保育所等 ^{*2}
施設数		8,530 (8,837)	7,321 (6,982)	39,805 (39,589)
在園児数 (人)	計	757,968 (841,824)	858,250 (843,280)	2,705,058 (2,717,335)
	0歳児		30,039 (30,180)	131,247 (135,991)
	1歳児	—	101,037 (97,994)	964,302 (960,598)
	2歳児		120,302 (113,297)	
	3歳児	220,952 (247,124)	195,496 (194,674)	1,609,509 (1,620,746)
	4歳児	252,960 (281,127)	201,335 (200,229)	
5歳児	284,056 (313,573)	210,041 (206,906)		
教員・保育教員等数(人)		82,809 (85,432)	149,190 (142,281)	384,011 (393,927)

※1 出典：文部科学省学校基本調査（令和6年5月1日時点）

※2 出典：「施設数」及び「在園児数」についてはこども家庭庁保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日時点、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等を含む）、「教員・保育教員等数」については厚生労働省社会福祉施設等調査（令和5年10月1日時点、保育所等における保育士の常勤換算従事者数）

※3 ()内は前年の数値

*32 参照：第2部第2章第19節

2 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

(1) 幼児教育の充実にに向けた取組

幼児教育の重要性に鑑み、平成18年に改正された教育基本法においては、国や地方が幼児期の教育の振興に努めることが定められ、19年に改正された学校教育法においては、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることが明記されました。

全国的に一定の教育水準を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として、国は学校教育法に基づいて幼稚園教育要領を定めています。子供の育ちの変化や社会の変化に対応して、おおむね10年ごとに見直し、平成29年3月に幼稚園教育要領を公示し、30年4月から実施しています。幼稚園教育要領については、5領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」）のねらい及び内容に基づく活動全体によって育む幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化等を行いました。幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針についても幼稚園教育要領との一層の整合性を図った上で、29年3月に公示しました。

このほか、文部科学省では、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、様々な事業を実施しています。令和6年度には、①各地域において架け橋期のカリキュラムの開発・実践等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」の推進、②地方公共団体における幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置等により、公私・施設類型を問わず幼児教育の質の向上等の取組を一体的に推進する体制の活用支援、③幼児教育が小学校以降の子供の発達や学習・生活へ与える影響について検証し、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにするための、幼児教育に関する大規模縦断調査の実施、④幼児教育における人材確保・キャリア形成のための大学等を拠点とした先導的な取組の支援と有効な方法の検証・普及、⑤幼児教育アドバイザーの研修等の幼児教育施設における教育課題に対応するための調査研究等、⑥幼稚園におけるICT環境整備、⑦私立幼稚園における子供の安全を確保するための防犯対策等の施設整備への支援等を行っています。

加えて、幼児教育を担う人材は、質の高い幼児教育・保育の実践の根幹をなす存在であることから、優れた人材を確保・定着させることが重要です。文部科学省では、幼稚園教諭等の処遇改善について、これまでもこども家庭庁と連携して継続的に改善を行っており、令和6年度こども家庭庁補正予算では10.7%の大幅な改善が実施されました。令和7年度予算においても、財源を確保した上でこれを反映しております。また、子ども・子育て支援制度に移行し

ていない私立幼稚園については、私立高等学校等経常費助成費補助の幼児一人当たり単価を増額したほか、継続的な賃上げへの支援を進めるなど、支援の充実に努めています。

さらに、平成28年4月に国立教育政策研究所内に設置した「幼児教育研究センター」では、関係省庁との連携の下、幼児教育に関する国内の調査研究拠点として、幼児教育に関する調査研究の推進や研究ネットワークの構築、研究成果の普及等を行っています。

(2) 「幼保小の架け橋プログラム」の推進

文部科学省では、中央教育審議会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(令和5年2月)及び「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」(6年10月)を踏まえ、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しています。具体的には、5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、幼保小が協働して「架け橋期のカリキュラム」を作成したり、相互に教育実践を見合い、共通理解を図ったりすることにより、幼児教育と小学校教育の一貫性・連続性を確保する取組を進めています。4年度から6年度の3年間、モデル地域として19の自治体に委託し、架け橋期のカリキュラムの開発や研修等について調査研究を実施し、その成果についてまとめました。例えば、これらの地域では、主体性を発揮する児童の姿の増加、円滑な学級経営のスタート、友達と協働的に関わる児童の姿の増加、登校渋りの児童の減少等の成果が見られたところです。7年度以降もこれらの成果の普及啓発を行いながら、「幼保小の架け橋プログラム」の推進に取り組んでまいります。

3 子ども・子育て支援制度

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とする全ての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

私立幼稚園は、地域の実情や収支の見通し等を踏まえて、子ども・子育て支援制度への移行を自由に選択できるようになっており、その際には、①幼稚園のまま移行するか、②保育機能を付加した認定こども園となって移行するかを選ぶことになっています。令和7年4月1日現在で、7,705園中、72.2% (5,562園) が同制度に移行済となる見込みです。

文部科学省では、関係省庁等と連携しつつ、希望する園

が円滑に移行できるよう環境整備を行っているほか、幼稚園等における預かり保育等に係る補助の充実や幼稚園のまま保育を必要とする0歳から2歳児を定期的に預かる仕組みを継続して実施しています。また、こども家庭庁において、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰

でも通園制度」を令和8年度より本格実施（給付化）します。文部科学省としても、同庁と連携して幼稚園等における制度の活用を推進してまいります。

引き続き、事業者・地方公共団体の意見・要望を丁寧を受け止めながら、制度・運用の周知・改善に努めていきます。

第14節 障害のある子供一人一人のニーズに応じた特別支援教育の現状

1 特別支援教育をめぐる現状

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要があります。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、「通級による指導^{*33}」においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮を含め、必要な支援を行う必要があります。

なお、特別支援学校の在籍者数（幼稚部・小学部・中学部・高等部）は約15.5万人（令和6年5月1日現在）、特別支援学級の在籍者数（小・中学校）は約39.5万人（同年5月1日現在）、通級による指導を受けている児童生徒数（小学校・中学校・高等学校）は約19.8万人（4年度通年）となっています。

2 多様な学びの場の整備

(1) 特別支援教育に関する指導の充実

障害のある子供には、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場が提供されています。平成30年度からは高等学校段階における通級による指導が開始されるなど、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう制度の整備を進めています。また、29年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、31年2月に特別支援学校高等部学習指導要領を公示し、①重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、②障害の特性等に応じた指導上の配慮

の充実、③キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等に関する記載の充実を図りました。

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしています。また、令和5年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第5次）」においても、障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用するため、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進することを明記しました。

令和5年3月13日に公表された、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への具体的な支援の在り方について示された方向性を踏まえ、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設することについて、「障害者基本計画（第5次）」に明記したところであり、6年度から関連予算を計上しています。

(2) 交流及び共同学習の充実

小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」は、全ての子供の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっています。このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける

*33 通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っています。また、学校において交流及び共同学習を行う際の参考となるよう、平成31年3月には「交流及び共同学習ガイド」の改訂、令和2年11月には「交流及び共同学習オンラインフォーラム」の公開等を通じて好事例を展開し、各学校の適切な取組を促しています。また、4年4月には、「交流及び共同学習」の重要性を改めて示しつつ、各教育委員会において、適切な就学先決定が行われるよう「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」*³⁴（4年4月27日付け 初等中等教育局長通知）を通知しました。さらに、令和6年度より、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っています。

（3）障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

特別支援学校の児童生徒の障害の状態等によっては、特別な配慮の下に作成された教科書が必要となる場合があります。このため、文部科学省では、従来から、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版の教科書、聴覚障害者用の国語（小学部は言語指導、中学部は言語）、知的障害者用の国語、算数（数学）、音楽の教科書を作成しています。知的障害者用の教科書については、令和6年度から生活の教科書を新たに作成しました。また、7年度より社会、理科及び職業・家庭の教科書を新たに作成することとしています。さらに、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書（いわゆる「一般図書」）を教科書として使用することができます。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等*³⁵の普及を図っています。

さらには、近年の教育の情報化に伴い、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援等のため、平成30年に学校教育法等の改正等を行い、

令和元年度から、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書*³⁶を使用することができることとなっています。

（4）教師の専門性の確保

特別支援教育担当教員の養成は、現在、主として大学の特別支援教育関係の教職課程等において行われています。また、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教員養成においても、平成29年11月の教育職員免許法施行規則の改正により、教職課程において「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目を必修化したところとです。31年4月から、中央教育審議会の審査に基づき、文部科学大臣の認定を受けた大学において新しい教職課程が始まっています。

また、教員の資質向上を図るため、国立特別支援教育総合研究所（NISE）においては、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っているほか、教職員支援機構（NITS）においても、各地域の中心的な役割を担う教員を育成する研修において、特別支援教育に関する内容が含まれています。さらに、都道府県等教育委員会においては、小学校等の教員等の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修においても、特別支援教育に関する内容が含まれています。このほか、放送大学やNISE等において、現職教師を主な対象とした特別支援学校教諭免許状取得のための科目が開講されています。

令和5年度に実施した調査では、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭等免許状の保有率は全体で約87.2%となっており、10年前と比べ、上昇傾向にあります。

文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、特別支援学校教諭等免許状の保有率の更なる向上に向けて、採用、研修、配置等に当たっては免許状の保有状況を考慮することなどを要請しています。

令和4年3月には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」*³⁷を公表し、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための養成・採用・研修等について、教育委員会、学校、大学等の関係の皆様に取り組んでいただきたい方向性を示しました。具体的には、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数

* 34 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和4年4月27日付け 初等中等教育局長通知）

参照： https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

* 35 教科用特定図書等：視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書（いわゆる「拡大教科書」）、検定教科書を点字により複製した図書（いわゆる「点字教科書」）、その他障害のある児童生徒の学習の用に供するために作成した教材であって検定教科書に代えて使用し得るもの。

* 36 学習者用デジタル教科書：紙の教科書の内容の全部（電磁的に記録することによって変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材

* 37 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告」

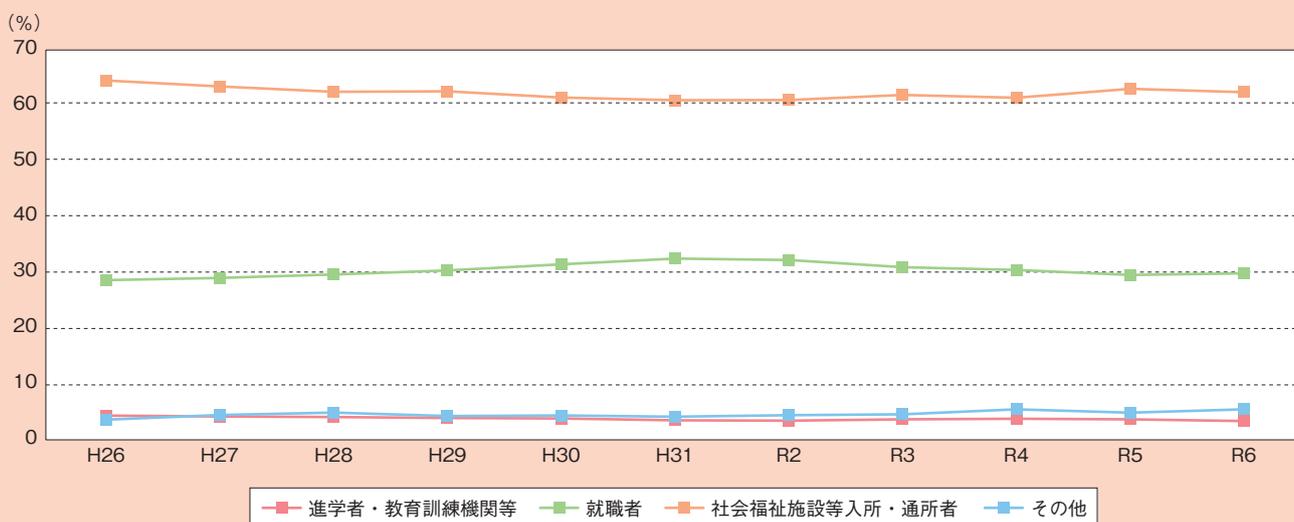
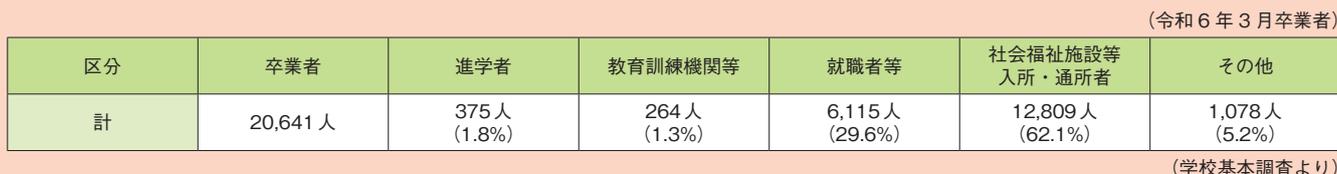
参照： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html

年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めることや、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することについて示すとともに、毎年度改めて、都道府県教育委員会等に通知しています。加えて、4年7月には、前述の検討会議報告等を踏まえ、教育職員免許法施行規則を一部改正するとともに、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを新たに策定しました。

(5) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要です。しかし、令和6年3月の特別支援学校高等部卒業者のうち、福祉施設等入所者の割合が約62.1%、就職者の割合は約29.6%となっており、近年横ばいの状況が続いています（図表2-2-19）。

図表2-2-19 特別支援教育特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況



※「就職者等」について、令和2年度の学校基本調査で就職状況の区分が細かく分類されたことから、令和2年度以降においては「就職者等」の数を、平成31年度以前は「就職者」の数を学校基本調査から抽出することとした。

この背景には、特別支援学校高等部卒業後の就職者数は増加しているものの、特別支援学校高等部在籍者数も大幅に増加しており、就職者の割合が微増にとどまっていることなどが挙げられます。

障害者の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が一体となった施策を行う必要があります。文部科学省では、厚生労働省と連携して、都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナー等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用したり、福祉関係機関と連携を図り就労への円滑な移行を図ったりするといった取組の充実を促しています。

(6) 国立特別支援教育総合研究所(NISE)における取組

NISEは、我が国における唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究を核として活動しています。各都道

府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や高等学校における通級による指導などに関する「指導者研究協議会」を実施しているほか、インターネットを通じて、通常の学級の教師を含め障害のある児童生徒等の教育に携わる幅広い教師の資質向上の取組を支援するための研修講義の配信や、特別支援学校の教師の免許状保有率の向上に資する免許法認定通信教育を実施しています。また、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報を提供するため、インターネットを活用し、発達障害に関する情報提供等を行う「発達障害教育推進センター」、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの構築に関する相談支援等を受ける「インクルーシブ教育システム推進センター」、合理的配慮の実践事例の掲載等を行う「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」及び支援機器等教材活用に関する様々な情報を集約した「特別支援教育教材ポータルサイト」など

により情報発信を行っています。

さらに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより配信しています。さらに、我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国の動向を把握し、公表しています。

(7) 支援スタッフの積極的な登用

特別支援教育の推進に向け、教師以外の支援スタッフの登用も積極的に進めています。障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置の拡充や、学校における「医療的ケア看護職員」の配置にかかる経費の一部補助等を進めています。令和6年度においては、特別支援教育支援員について、7万3,200人分の地方財政措置が講じられ、医療的ケア看護職員について、4,550人分の配置にかかる補助を行っています。

3 地域・学校における支援体制の整備 —発達障害を含む障害のある子供たちへの支援

(1) 切れ目ない支援体制整備

令和3年1月にとりまとめた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」において、特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要であることなどが示されました。文部科学省では、特別な支援が必要な子供が、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発などに係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進しています。

(2) 教育と福祉等の連携

発達障害をはじめ障害のある子供への支援における教育と福祉の連携については、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要です。各自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるようにするため、文部科学省と厚生労働省の連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト等を踏まえ、平成30年8月に、学校教育法施行規則の改正を行い、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等

又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととしました。また、文部科学省、厚生労働省、NISE、国立障害者リハビリテーションセンターが連携してポータルサイトを開設し情報発信を行う等、教育・福祉等が連携した切れ目ない支援のための取組を行っています。さらに、厚生労働省では、教育・福祉の連携を強化し、障害のある子供とその家族の地域生活の向上を図るため、「家庭・教育・福祉連携推進事業」を令和元年度から実施しています。

令和5年4月には、こども家庭庁が発足したことも踏まえ、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」が設置され、6年4月には、3省庁連名による「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」の通知を発出しました。また、6年度において、発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する好事例の収集及び事例集の作成等を行う調査研究事業を実施しました。なお、難聴児への支援については、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されています。

このため、文部科学省、厚生労働省の両省において連携を緊密に図りながら、難聴児への支援策を実現するために、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、令和元年6月に報告を取りまとめました。同報告では、文部科学省において、特別支援学校における聴覚障害児の早期支援等に取り組むこととしています。また、4年2月には、この報告に基づき、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するための指針となる「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成しました。

(3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導について教員の専門性の向上が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、令和2年度から4年度まで、経験の浅い教員の専門性向上のための支援体制構築事業を実施し、3年度からは、ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方に関する調査研究を実施しました。また、通常の学級に在籍する児童生徒の実態と支援状況を把握するため、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施し、4年12月に公表しました。小学校・

中学校における「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされる児童生徒数の割合は、推定値8.8%（前回調査時、推定値6.5%）、今回初めて調査を行った高等学校においては、推定値2.2%でした。こうした動きを踏まえ、令和5年度から、児童生徒が在籍する学校において専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくため、管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施しています。

（4）通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する支援

近年の小中高等学校等における特別支援教育を必要とする児童生徒の増加や、令和4年9月の障害者権利委員会対日審査における総括所見及び同年12月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」等を踏まえ、5年3月13日に「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告を公表し、各教育委員会等に「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」*³⁸（5年3月13日付け 初等中等教育局長通知）において、特別支援教育に関する校内支援体制の充実や、通級による指導の充実について通知しました。こうしたことを踏まえ、文部科学省では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備をはじめ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を着実に進めるとともに、令和6年度より、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っています。

（5）医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にあります。また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年6月に成立し、同年9月に施行されました。このような状況を踏まえ、文部科学省では、学校

において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るため、教育委員会や学校等における取組を支援しています。とりわけ、学校において中心となって医療的ケアを行う看護師については、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、その名称を「医療的ケア看護職員」とし、その職務内容について学校教育法施行規則に規定するとともに、教育委員会等における医療的ケア看護職員の配置に係る支援等を行いました。

さらに、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を踏まえ、医療的ケア児の保護者の付添い等の負担軽減や、各自治体における安定的な医療的ケア看護職員の確保を支援するための調査研究を実施する等、各学校等において安全に、安心して適切な医療的ケアを実施できる体制整備を支援しております。

（6）病気療養児に対する支援

医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入院を繰り返す児童生徒、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために学校への通学が困難な児童生徒への対応など、病院や自宅等で療養中の病気療養児を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。こうした状況の下、病気療養児の教育機会を確保するとともに、学習や学校生活に関する不安感を解消し円滑な復学につなげるため、遠隔教育等を活用した取組を進めています。

小・中学校段階については、平成30年9月に「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（30年9月20日付け 初等中等教育局長通知）を发出し、受信側において児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの一定の要件の下、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せず、同時双方向型の授業配信を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとしました。さらに、令和5年3月に同通知を改正し、病気療養児のその時々 の病状や治療の状況に応じて、学校の判断で、事前に録画した授業を視聴したい時間に受講することが可能なオンデマンド型授業配信を含むICT等を活用した学習活動を実施した場合においても、同様に取り扱うことができることとしました（「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（5年3月30日付け 初等中等教育局長通知））。

* 38 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告」
参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html

高等学校段階については、平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、一定の要件の下に行われる遠隔教育に加え、通信制課程に準じた特別の教育課程を編成すること（面接指導時間の減免のための遠隔教育・オンデマンド型の授業を含む。）により単位認定をすることができる特例制度の創設等を行っています。このうち、メディアを利用して行う授業については、令和元年11月に「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（元年11月26日付け 初等中等教育局長通知）を发出し、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、同時双方向型の授業配信を行う場合、受信側に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととしました。また、メディアを利用して行う授業については、単位修得数等の上限が定められていますが、2年4月の学校教育法施行規則の改正により、病気療養中等の生徒においては、教育機会を確保する観点から、上限を超える単位修得等と認めるとし、5年3月に告示の一部改正及び「高等学校等の病気療養中の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について」（5年3月30日付け 初等中等教育局長通知）の发出を行い、メディアを利用して行う授業について、同時双方向型だけでなく、オンデマンド型の授業を実施した場合も単位認定できることとしま

した。また、6年4月には学校教育法施行規則等の改正により、教育上有益と認めるときは授業に代えて通信教育を行うことができることとしているほか、単位算定に必要な対面授業時数について、弾力化しています。

そのほか、文部科学省では、病気療養児に対する教育機会の確保や支援体制を構築するため、令和元年度からは高等学校段階を対象とした「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」を実施しています。その後、ICTを活用した遠隔教育を進めるため、3年度から4年度は、「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業」を、5年度から6年度は「病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業」を実施しています。

（7）就学支援

文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会では、障害のある児童生徒等の就学を支援するため、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減することを目的とし、その負担能力に応じて、通学費や教科用図書購入費、寄宿舎費等の特別支援学校等への就学に必要な経費の全部又は一部を負担しています。

第15節 地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり

1 教育委員会制度

教育委員会は、地方教育行政の中心的な担い手であり、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として、地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定しています。教育委員会は、教育における政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の多様な意向の反映を実現するため、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として、全ての地方公共団体（都道府県及び市町村等）に置かれています。教育委員会は、教育行政の責任者として、教育委員会を代表し、かつ、事務局を指揮監督する教育長及び四人の委員の原則五人から組織されます（**図表2-2-20**）。

また、大学や私立学校に関すること、予算の編成・執行や条例案の提出といった権限を有する地方公共団体の長も地域の教育行政に関して重要な役割を担っています。教育委員会と地方公共団体の長が教育政策の方向性を共有し、

一致して執行に当たるとともに、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするため、地方公共団体の長と教育委員会によって構成される総合教育会議を設けることとしているほか、地方公共団体の長が、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとしています。

文部科学省では、令和5年7月に「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議」において報告を取りまとめたことを踏まえて^{*39}、令和6年6月に、今後の地方教育行政の方向性を示し、各教育委員会において優れた取組を実行する上で参考となる、好事例の特徴や運用上の工夫、効果を「見える化」するために、「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けた手引き [Vol.1.0]」を作成しました^{*40}。

* 39 「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けて」
参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/177/mext_01516.html

* 40 「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けた手引き [Vol.1.0]」
参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1402350_00004.htm

2 地域と学校の連携・協働の推進

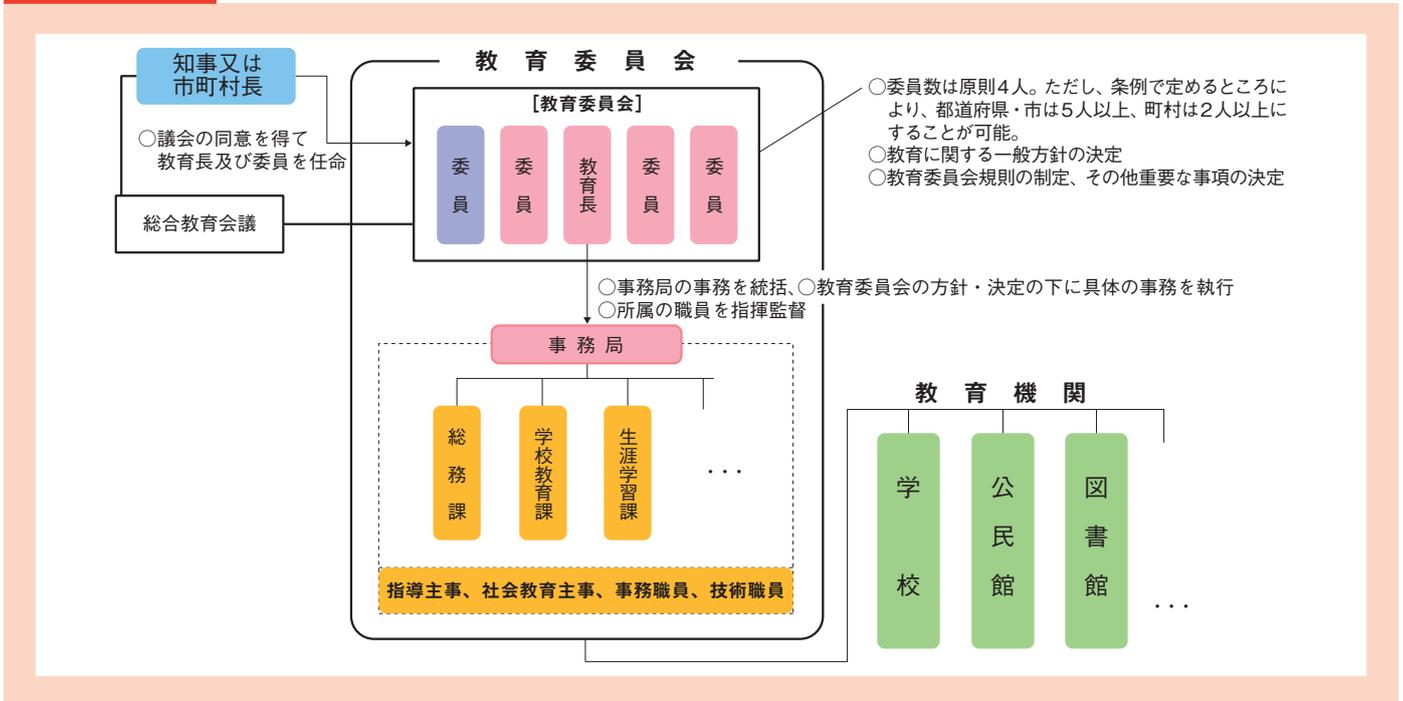
(2) 地域と学校の連携・協働の現状

第2部第1章第6節 3 (2) を参照。

(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

第2部第1章第6節 3 (1) を参照。

図表2-2-20 教育委員会の組織



第16節 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する基本的な考え方

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。そのため、文部科学省では学校教育法施行規則及び義務教育施設費負担法施行令に基づき、公立小・中学校の適正規模や適正配置について標準等を示しています（学校規模：12学級から18学級、通学距離：小学校4 km以内、中学校6 km以内）。

少子化の流れを受けて、公立小・中学校数はこの10年で全体の約1割に当たる約3,000校減少しています。また、標準規模に満たない学校は、小学校で約4割、中学校で約5割存在しています。今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸

念されています。学校の適正規模・適正配置に関する取組については、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育をよりよく実現するために行うべきものであり、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、地理的要因・地域事情等を踏まえ小規模校として存続させ、地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図る場合等の複数の選択があると考えられます。文部科学省では、市町村における主体的な検討の参考になるよう、基本的な考え方や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成27年1月27日に作成し、全国の都道府県に通知するとともに、文部科学省ウェブサイトで公表しました^{*41}。

また、文部科学省では、平成26年度から、全ての地方公共団体を対象に、学校統合による学校規模の適正化や、統合困難な小規模校における教育の活性化など、各都道府

* 41 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

参照：https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf

県・市町村教育委員会における少子化に対応した取組の状況などについて調査*42を行っています。

令和5年度の主な調査結果は以下のとおりです。

- ・学校規模に関する課題を認識している市町村は74%あり、そのうち83%の市町村が課題解消に向けた対策の検討に着手している。
- ・学校規模の適正化を図る上での課題や懸念に「よく当てはまる」として回答が多かったのは、保護者や地域住民との合意形成であった。
- ・小規模校のメリットを最大化させる取組として回答が多かったのは、地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施であり、デメリットを最小化させる取組として回答が多かったのは、異学年集団での共同学習や体験学習の計画的な実施であった。

2 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

個別具体の学校の在り方については、児童生徒の教育方

針を踏まえた上で、地域の実情等を踏まえ、学校設置者である市町村において主体的に検討されることが期待されます。

文部科学省においては、平成30年度から毎年、全国の教育委員会の担当者等を対象とした「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例の横展開、近年の政策動向等の共有を図っています。今後も、市町村の主体的な検討や具体的な取組の推進に資するよう、引き続き、様々な形で情報提供や財政支援を行ってまいります。(図表2-2-21)。

また、令和7年3月に、「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究を行う協力者会議を立ち上げました。ICTの効果的な活用や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた最近の取組等を踏まえて、議論を深めてまいります。

図表2-2-21 支援メニュー

文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援 統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

<学校統合による魅力ある学校づくり>

- **施設整備への補助**
統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助
◆公立学校施設整備費
令和6年度補正予算額：207,566百万円の内数
令和7年度当初予算額：69,134百万円の内数
- **教員定数の加配措置**
統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援
◆義務教育費国庫負担金
令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数（260人）
- **スクールバス等購入費補助**
◆へき地児童生徒援助費等補助金
令和6年度予算額：2,071百万円
令和7年度当初予算額：2,054百万円
うち、スクールバス等購入費
令和6年度予算額：616百万円
令和7年度当初予算額：616百万円
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信**

<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>

- **小規模校への教員定数の加配措置**
◆義務教育費国庫負担金
令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数（135人）
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信**

<休校している学校の再開支援>

- **スクールバス等購入費補助[再掲]**
- **施設の大規模改造・長寿命化改良への補助**
◆公立学校施設整備費[再掲]

<地域コミュニティの維持・強化等>

- **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進**
◆学校を核とした地域力強化プラン
令和6年度予算額：7,637百万円 令和7年度予算額：7,553百万円
- **義務教育学校を含む小中一貫教育への支援**
◆義務教育費国庫負担金
令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数（601人）
- **廃校の有効活用への推進**

* 42 「令和3年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」
参照：https://www.mext.go.jp/content/20220311-mxt_syoto02-000020653_2-2.pdf

第17節 夜間中学

1 夜間中学の現状

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、これらの生徒に対し、義務教育の機会を提供するため、昭和20年代初頭から設けられてきました。30年頃には、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少しました。しかし平成28年12月7日の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）成立後、夜間中学の全国的な設置が着実に進められており、令和7年4月現在では、41都道府県・指定都市に62校の夜間中学が設置されています。また、6年5月に文部科学省が実施した調査結果によると、1,969名の生徒が夜間中学に通っています。

2 夜間中学の（潜在的）入学希望者

令和2年の「国勢調査」（総務省）では、未就学者^{*43}は約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者^{*44}は約80.4万人いることが明らかとなっており、夜間中学には潜在的なニーズがあると考えられています。

文部科学省においては、平成27年7月に、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）について、夜間中学での受入れが可能であることを通知で示しました。令和6年5月に文部科学省が実施した調査では、559名の入学希望既卒者が夜間中学に通っていることが明らかとなり、4年度の前回調査より大幅に増加しました。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保という観点から、必要な教育整備を図りつつ、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受入れも考えられる旨を元年10月に発出した通知に記載したところです。

また、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」において、夜間中学は「義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている」ことから、教育機会確保法等に基づき、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充

実、受け入れる生徒の拡大を図る」ことが明記されており、義務教育を受ける機会を実質的に保障するという夜間中学の役割への期待が高まっています。

3 夜間中学の設置促進・充実に向けた取組

文部科学省では、夜間中学の設置・充実のため、以下の取組を実施しています。

- ・夜間中学を新たに設置する際に都道府県立も含めた検討が進むよう義務教育費国庫負担法の一部を改正し、都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫補助の対象に追加
- ・教育機会確保法に基づく基本指針の策定
- ・平成29年3月に公示した中学校学習指導要領の総則に指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記するとともに、学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備
- ・これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、夜間中学未設置の自治体において夜間中学を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を平成30年4月に取りまとめ、ウェブサイト公表
- ・教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、平成30年11月に学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を開催
- ・令和2年度から夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）を開始
- ・令和2年国勢調査の結果を受けて、4年6月に各都道府県等に夜間中学の設置・充実に向けた取組を一層推進するよう文書により依頼
- ・夜間中学の設置・充実を通じた教育機会の確保に向け各地方公共団体において参考となるよう平成29年1月に作成した手引（30年7月に第2次改訂）について、令和2年国勢調査の結果が明らかになったことや都道府県立夜間中学の設置など夜間中学を巡る状況にも変化が生じ、設置に向けた工夫事例も蓄積されたことから、5年1月に第3次の改訂を実施^{*45}。主な改訂内容として、令和2年国勢調査の結果、不登校となっている学齢生徒の受入れ、広報の充実、夜間中学設置までのスケジュール

*43 小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人。

*44 小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人。

*45 「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第3次改訂版）」

参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/1381010_00001.htm

例を記載

- ・令和5年3月には、夜間中学の認知度を上げる広報の充実を目的として、夜間中学広報動画を作成、ウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼^{*46}
- ・令和5年9月には、「第4期教育振興基本計画」も踏まえ、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すための事務連絡を发出
- ・令和6年3月には、夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となるが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅等において授業の配信を受けられるようにすることは可能であることを周知

- ・令和6年度から9年度までの間、地方公共団体が廃校や余裕教室等の既存施設を活用して夜間中学を整備する場合における新しい支援メニューを創設
 - ・新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学の提供拡充等施策の検討のため、令和7年1月に「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」を公表
- 文部科学省においては、今後も、教育機会確保法や「第4期教育振興基本計画」等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の広報の充実、既存の夜間中学における教育活動の充実や多様な生徒の受入れ拡大を図る取組を行っていきます。

第18節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

1 小学校就学前教育段階における経済的支援

令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に基づき、同年10月1日から、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

2 義務教育に係る教育費負担軽減

義務教育段階では、国公立学校の授業料、教科書は無償となっていますが、これら以外にも学校生活を送るための多くの費用が必要となっています。例えば、令和5年度子供の学習費調査によると、学用品費などの学校教育費や給食費などは、それぞれ公立小学校で年間約12万円、公立中学校で年間約19万円です。

このような費用を負担することが困難な児童生徒の保護者を経済的に支援するために、学校教育法に基づき、市町村が、学用品の給与などの援助を行う就学援助制度があります。

援助の対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、これに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者です。要保護者に係る所要の経費については国がその一部を補助し、準要保護者に係る所要の経費については、地方財政措置が講じられています。

就学援助を受けている児童生徒の割合は、近年、約14%（6から7人に1人）の水準にあり、就学援助制度は重要なものとなっています。

平成29年度からは、小学校等についても「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給できるよう制度改正を行

い、地方自治体に対して入学前支給の実施を促してきました。その結果、入学前支給の実施率は、28年度は小学校5.1%、中学校9.3%でしたが、令和6年6月の調査においては小学校87.0%、中学校87.1%まで拡大しました。また、要保護者への援助については、2年6月に「オンライン学習通信費」の費目新設を行ったほか、7年度は小学校の「オンライン学習通信費」などの単価を引き上げるなど、充実を図っています。

また、平成29年度から令和3年度までの間実施した、「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の成果等を踏まえ、4年度から、私立小中学校等に通う児童生徒が在学中に家計急変した場合の支援の仕組みを拡充し、入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援することとしています。

3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

高等学校段階では、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）により支援しています。

就学支援金は、国公私立を問わず、年収約910万円未満世帯の生徒に対し、公立高校の授業料相当の年額11万8,800円が支給されています。令和2年度からは、私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒を対象に、就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準の年額39万6,000円まで大幅な引上げを行っています。5年4月から、就学支援金制度において、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自

* 46 「夜間中学 広報資料」

参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00004.htm

己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援できるよう、家計急変世帯への支援を開始しました。また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援しており、6年度は第1子への給付額の増額により支援の充実を図りました。このほか、高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒への支援や、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す際に就学支援金の支給期間を超えた場合の支援、在外教育施設の日本人高校生への支援等も行っています。

また、令和7年度予算の国会審議の過程において、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党により、いわゆる高

校の授業料の無償化について、様々な論点について十分な検討を行い、恒久財源を確保したうえで、8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げるとともに、低中所得層への高校生等奨学給付金を拡充することが合意され、引き続き3党による協議が進められています。7年度予算においては、その先行措置として、高等学校等就学支援金の基準額に相当する金額（上限11.88万円）について、国公私立を問わず所得制限を事実上撤廃するための「高校生等臨時支援」を単年度限りの事業として創設するとともに、高校生等奨学給付金について第1子の給付額を第2子以降と同額まで増額することとしています。